

令和 7 年度

水戸市立図書館要覧

目 次

1	水戸市立図書館のあゆみ	1
2	令和7年度図書館運営方針及び重点取組	3
3	図書館の組織と職員数	4
4	事業の概要	5
5	施設の概要	7
	（1）中央図書館 （2）東部図書館 （3）西部図書館 （4）見和図書館 （5）常澄図書館 （6）内原図書館 （7）市民センター図書室	
6	令和7年度当初予算	20
	（1）予算の概要 （2）図書館費館別内訳 （3）図書館歳出予算の推移	
7	令和7年度 収集予定逐次刊行物	21
	（1）購入雑誌，新聞等 （2）郷土関係雑誌，新聞等	
8	令和6年度 図書館資料保有状況	36
	（1）図書 （2）図書増減内訳 （3）特別コレクション （4）視聴覚機材，教材	
9	令和6年度 利用状況	39
	（1）入館者状況，開館日数 （2）登録者数 （3）図書館資料の利用状況 （4）リクエスト処理状況 （5）レファレンス，複写サービス，相互貸借 （6）視聴覚ライブラリー利用状況 （7）分類別貸出点数 （8）館内施設使用状況 （9）年齢別個人貸出点数，貸出人数 （10）市民センター図書室配本状況	
10	令和6年度 主な行事等開催状況	46
11	令和6年度 よく読まれた本	52
12	年度別指標	54

資 料

1	水戸市立図書館条例	55
2	水戸市立図書館条例施行規則	60
3	水戸市視聴覚ライブラリー規則	66
4	乳児への絵本の交付に関する要項	67
5	図書館法	68
6	図書館の設置及び運営上の望ましい基準	71
7	子どもの読書活動の推進に関する法律	77
8	文字・活字文化振興法	79
9	令和7年度水戸市教育行政方針（抜粋）	81
10	水戸市立図書館協議会委員及び職員名簿	83
	水戸市民憲章・生涯学習都市宣言・水戸市歌	84

1 水戸市立図書館のあゆみ

年月日	事 項	年月日	事 項
S 19. 10. 1	茨城県知事より設置許可 水戸市柵町 1 丁目に開館	H 13. 8. 1	図書館ホームページ開設
20. 8. 2	戦災により図書館焼失	9. 1	広域利用 14 市町村
21. 5. 1	県立水戸商業高等学校武道場の一部 を借用して再開	14. 4. 1	祝日の土曜日を閉館
29. 5. 1	県立水戸商業高等学校同窓記念館へ 移転開設	12. 1	電子計算機更新
31. 4. 1	アメリカ文化センター水戸分館合併	15. 4. 23	子ども読書の日記念講演会開始
34. 5.	佐藤家旧蔵古文書寄贈	7. 1	図書インターネット予約受付開始
35. 7.	巡回文庫開設	10. 7	利用者用インターネット機器設置
44. 4.	児童巡回文庫開設	16. 6. 30	中央大学通教文庫(335 冊)を中央図 書館から西部図書館へ移管
48. 8. 27	水戸市末広町 2 丁目 3 番 14 号地(関 東銀行馬口労町支店跡)に移転開設	18. 3. 31	移動図書館車「こうぶん 2 号」運行 終了
55. 4. 15	移動図書館車「こうぶん号」運行開始	4. 1	開館時間の延長(平日のみ、午後 7 時まで)及び祝日開館
7. 1	市立図書館・博物館開設(大町 3 丁目)		携帯電話による図書の予約受付開始
56. 6. 27	16 ミリ映写機操作認定証取得講習会 (平成 15 年まで)	4. 24	見和図書館開設(見和 2 丁目)
9. 16	第 1 回読書感想文募集(平成 7 年まで)	10. 6	親子で絵本事業開始
57. 5. 2	身体障害者(肢体障害 1 ～ 3 級)に図 書の郵送貸出開始	11. 23	旧制水戸高等学校関係資料コーナー 設置(中央図書館)
58. 4. 1	身体障害者(機能障害 1 ～ 3 級)に図 書の郵送貸出開始	19. 3. 1	市情報公開センター資料 O P A C 化
60. 4. 1	公民館図書室に図書の配本開始	7. 1	開館時間の延長(日・土・祝日は、 午後 5 時 15 分まで)
11. 2	図書館整備計画策定	8. 21	公衆無線 L A N 4 館整備
11. 26	移動図書館車「こうぶん 2 号」運行開 始	12. 31	電子計算機更新
62. 7. 15	第 1 回読書感想画募集(平成 7 年まで)	20. 3. 4	図書・雑誌のインターネット及び携帯 電話による在架予約受付開始
63. 12. 19	電子計算機導入	3. 31	移動図書館車「こうぶん 1 号」運行終 了
H 元. 4. 1	水戸市立図書館を「水戸市立中央図書 館」に改称	4. 20	常澄図書館開設(大串町)
	図書館の電子計算機導入(汎用型)	11. 1	配本車の運行開始
4. 26	東部図書館開設(元吉田町)	21. 2. 10	貴重資料のインターネット公開開始
7. 4	東部図書館に大岡昇平コーナー設置	7. 1	水戸市立図書館ボランティア要項策 定
10. 1	移動図書館オンライン稼動	7. 3	深作欣二記念コーナー設置(見和図書 館)
2. 3. 28	公民館図書室簡易端末機導入	10. 26	水戸市新図書館基本計画策定
4. 4. 23	中央図書館に故徳川宗敬氏レコード コーナー設置	22. 4. 16	内原図書館開設(内原町)
6. 10. 1	西部図書館開設(堀町)	23. 3. 11	東日本大震災により臨時休館措置
7. 3. 31	市立図書館開設 50 周年	3. 29	震災後 開館再開(中央図書館・見和 図書館・常澄図書館・内原図書館)
8. 11. 30	市立図書館 50 年誌発行	4. 1	広域利用 9 市町村(小美玉市を加え る)
9. 2. 24	西部図書館に佐川文庫設置	4. 20	震災後 開館再開(東部図書館)
12. 10	読者による本の紹介「私の本ものがた り」発行	5. 17	震災後 開館再開(西部図書館)
11. 2. 1	電子計算機更新(CSS 型)	24. 4. 1	電子計算機更新
	水戸市立図書館基本計画策定		視聴覚資料のインターネット及び携 帯電話による予約受付開始

年月日	事 項	年月日	事 項
H 25. 11. 1	地区館からの団体貸出開始	R 3. 1. 18	新型コロナウイルス感染対策のため臨時休館措置
26. 5. 2	インターネット及び電話による貸出 期限延長サービス開始	R 3. 2. 7	全館再開
27. 8. 28	水戸市図書館基本計画（第3次）策定	3. 31	水戸市子ども読書活動推進計画（第2次）策定
28. 4. 1	指定管理者（株）図書館流通センター による運営開始（東部図書館・西部図書館・見和図書館・常澄図書館） 開館時間の延長（東部図書館・西部図書館・見和図書館・常澄図書館は、全日午後8時まで） 中央図書館・博物館耐震化工事及び設備改修工事のため休館（内原図書館へ一部業務移転） 学校図書館支援員による市内小学校訪問開始	4. 23	新型コロナウイルス感染対策のため、閉館時間短縮（午後6時閉館）
6. 6	指定管理者（株）図書館流通センターによる電子図書館開始	5. 27	全館再開
10. 3	指定管理者（株）図書館流通センターによる育児コンシェルジュ開始（東部図書館・西部図書館・見和図書館・常澄図書館）	8. 18	新型コロナウイルス感染対策のため臨時休館措置
29. 1. 17	指定管理者（株）図書館流通センターによる託児サービス開始（東部図書館・西部図書館・見和図書館）	9. 20	閉館時間短縮し再開
3. 7	水戸市子ども読書活動推進計画策定	9. 30	全館再開
4. 1	学校図書館支援員による市内中学校訪問開始	R 4. 1. 27	新型コロナウイルス感染対策のため閉館時間短縮及び土・日・祝日臨時休館
30. 4. 1	中央図書館再開 開館時間の延長（中央図書館・内原図書館も、全日午後8時まで） 指定管理者（株）図書館流通センターによる運営開始（内原図書館） 図書館システム更新 小学校学校図書館蔵書管理システム運用開始	2. 21	全館再開
31. 3. 1	中学校・義務教育学校学校図書館蔵書管理システム運用開始	3. 31	水戸市立図書館・博物館施設長寿命化計画策定
R 2. 3. 2	新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休館措置	R 5. 4. 1	図書館システム更新
4. 1	全館再開 （※臨時休館及び再開等の判断については、水戸市新型コロナウイルス感染症対策本部の意見を踏まえた、教育委員会所管の公共施設等の対応による。）	R 6. 4. 1	学校図書館蔵書管理システム更新
4. 18	新型コロナウイルス感染症対策のため臨時休館措置	R 6. 6. 4	東部図書館にて市立第四中学校フリースクール開設
5. 15	全館再開	R 6. 9. 1	空調設備改修工事のため西部図書館休館
		R 6. 11. 15	西部図書館臨時窓口開設
		R 7. 2. 1	西部図書館再開
		R 7. 3. 21	水戸市図書館基本計画（第4次）策定

2 令和7年度図書館運営方針及び重点取組

運営方針

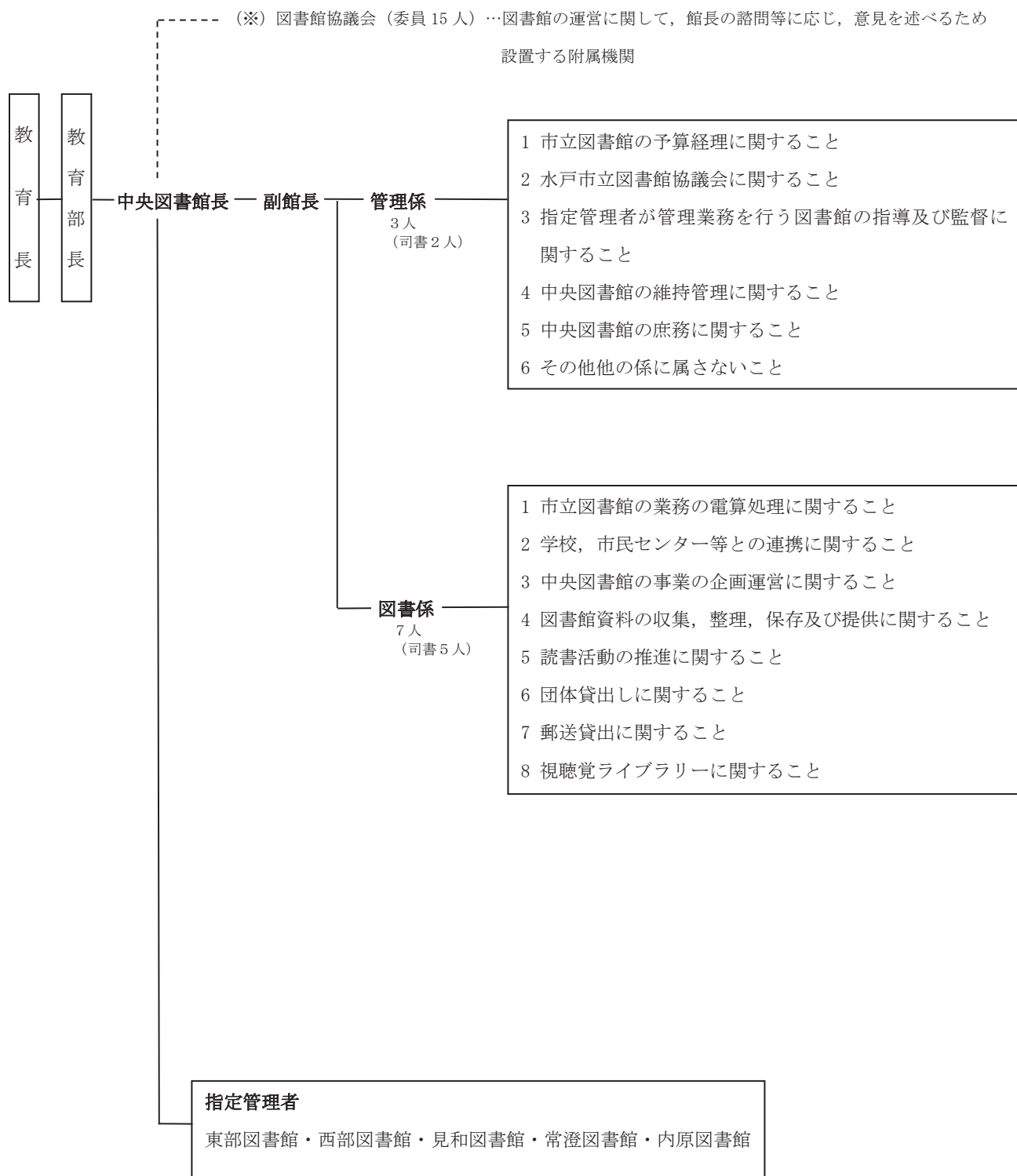
図書館においては、生涯学習の推進に向けて、図書や資料の収集等をはじめ、学校図書館と連携し、子どもが読書に親しむ環境づくりを進めるなど、市民の自主的な学習活動の支援に努める。

重点取組

- 1 図書や資料の収集をはじめとする図書館サービスの充実
- 2 子どもの読書活動の推進
- 3 学校図書館支援事業の推進
- 4 （仮称）南部図書館の整備検討

3 図書館の組織と職員数

令和7年4月1日現在



4 事業の概要

(1) 利用時間

区 分	中央図書館	
	開 架 室	視聴覚室・創作室・会議室
月曜日～木曜日	午前9：30～午後8：00	午前9：30～午後8：00
土・日曜日・祝日	午前9：30～午後8：00	午前9：30～午後8：00

区 分	東部図書館・西部図書館	
	開 架 室	視聴覚室・創作室・会議室
火曜日～金曜日	午前9：30～午後8：00	午前9：30～午後10：00
土・日曜日・祝日	午前9：30～午後8：00	午前9：30～午後10：00

区 分	見和図書館・内原図書館		常澄図書館
	開 架 室	視聴覚室	開 架 室
月曜日～木曜日	午前9：30～午後8：00	午前9：30～午後10：00	午前9：30～午後8：00
土・日曜日・祝日	午前9：30～午後8：00	午前9：30～午後10：00	午前9：30～午後8：00

(2) 休館日

月曜日（東部図書館・西部図書館に限る。）

金曜日（中央図書館・見和図書館・常澄図書館・内原図書館に限る。）

毎月（11月を除く。）の第1木曜日

年末年始（12月29日～1月3日）

図書整理期間（14日以内）

(3) 図書・視聴覚資料等の貸出

項 目		個 人		団 体	
		貸出冊数	貸出期間	貸出冊数	貸出期間
図 書		1人10冊以内 (全館合計)	15日以内	1団体600冊以内	4か月以内
視聴覚資料等	カセットテープ レコード・CD 紙芝居	1人5点以内 (全館合計)	15日以内	1団体10点以内	15日以内
	ビデオ・DVD				
	映写機・16ミリフ ィルム・OHP スライド等			1団体5点以内	5日以内

※ただし、貴重図書、郷土資料、行政資料、参考図書のうち一部貸出をしないものもある。

※平成26年5月2日から、インターネット及び電話による貸出期限延長サービスを開始。

(4) 参考事務（レファレンスサービス）

調査研究のために必要な資料，質問や相談に対しての情報を提供する。

(5) 予約サービス

探している図書館資料が見あたらない場合は，利用者の希望に応じ，予約を行うサービス。

図書館で所蔵し，貸出中のものについては，返却されるのを待って提供する。また，所蔵していないものについては，購入したり，他の図書館から借用したりして，可能な限り貸出する。

(6) 複写サービス

希望者には，個人の調査研究の目的の場合に限り，図書館資料の一部分を著作権法の範囲内で複写して提供する。利用料金は，規則による。

(7) インターネットによるサービス

利用者がパソコンや携帯電話から市立図書館のホームページにアクセスすることで，図書館資料の検索や予約，貸出などの利用状況の確認ができる。

(8) 郵送貸出制度（中央図書館のみ）

水戸市内に住み，身体障害者手帳（１級から３級）の交付を受けた者，及び療育手帳（Ａ又は㊤）の交付を受けた者で郵送貸出の利用登録を受けた方に対し，貸出期間 30 日以内に郵送（郵送料は無料）により図書の貸出を行う。

(9) 視聴覚室，創作室，会議室等の利用

読書会，研究会，工作教室，実験教室等の創作活動などのために市内の読書団体等が利用できる。

(10) 市民センター，学校等との連携

市内の市民センター図書室・幼稚園・小学校及び老人ホーム等へ図書の配本や貸出をする。

(11) 貴重資料電子化事業

図書館の貴重な資料を電子化し，図書館ホームページ等で公開する。

(12) 学校図書館支援事業

学校図書館支援員が市立小中学校の学校図書館へ出向き，図書館オリエンテーションの開催支援や読み聞かせ，学習单元に関連したブックトークなど，学校図書館の利用及び読書活動を推進する。

また，学校図書館運営に関する提案や蔵書管理システム活用をサポートなどを通して学校図書館の円滑な運営を促進するとともに，選書・除籍のアドバイスやデータベース化作業など，学校図書館環境の充実に向けた支援を行う。

(13) 親子で絵本事業

各図書館の窓口や市役所等において，ボランティアの方々の協力のもと，絵本の読み聞かせと絵本及び推薦絵本リスト等の配布を実施し，子どもの読書活動を推進する。

5 施設の概要

(1) 中央図書館

ア 所在地 〒310-0062 水戸市大町3丁目3番20号
 TEL (029) 226-3951
 FAX (029) 225-2769
 H P <https://www.library-mito.jp>
 Mobile <https://www.library-mito.jp/mobile/>
 E-Mail chuou@library-mito.jp

イ 施設

(ア) 敷地面積 2,708.13 m² (博物館含む)
 (イ) 構造 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上4階 (博物館含む)
 (ウ) 建築面積 1,618.48 m² (博物館含む)
 (エ) 延床面積 4,840.68 m² (図書館 2,917.96 m², 博物館 1,922.72 m²)
 (オ) 蔵書収容能力 25万冊
 (カ) 開館 昭和55年7月1日

(キ) 各階主要面積 (単位 m²)

地 階		1 階		2 階		3 階	
850.70		890.95		653.64		522.67	
閉架書庫	306.00	一般開架室 (視聴覚コーナー含む)	403.50	読書室	135.19	視聴覚室	82.80
団体用 書庫	127.80	児童開架室 (お話し室含む)	205.90	参考資料室	146.00	郷土資料室	27.30
						電子計算機室	55.30
機械室	235.80	新聞・雑誌 コーナー	89.00	郷土資料室等	162.40	事務室等	150.30
その他	181.10	その他	192.55	その他	210.05	その他	206.97

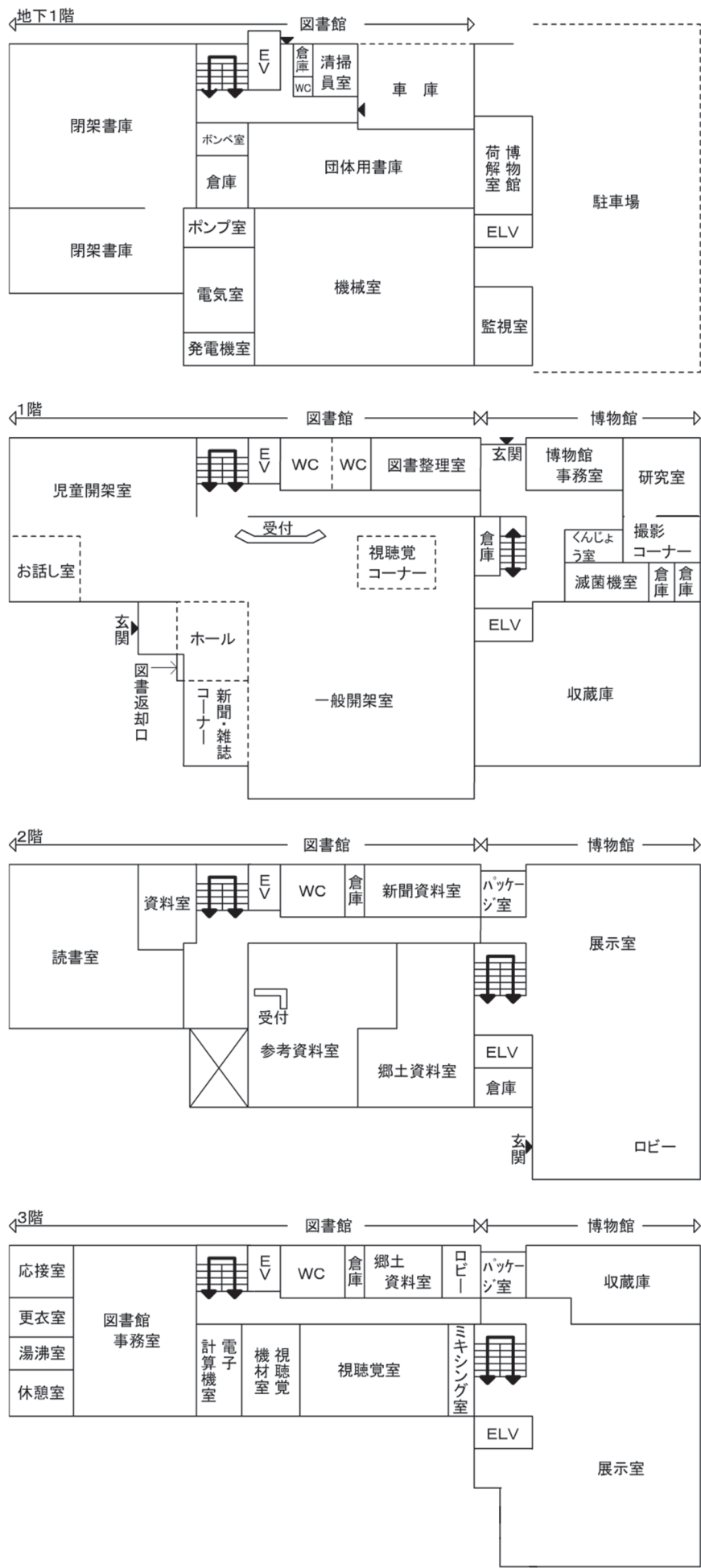
(ク) 駐車可能台数 23台

ウ 案内図



●交通／水戸駅北口から南町、大工町方面行きバス乗車，南町3丁目下車徒歩5分

エ 施設の配置



(2) 東部図書館

ア 所在地 〒310-0836 水戸市元吉田町 1973 番地の 27
TEL (029) 248-4051
FAX (029) 248-2405

イ 施設

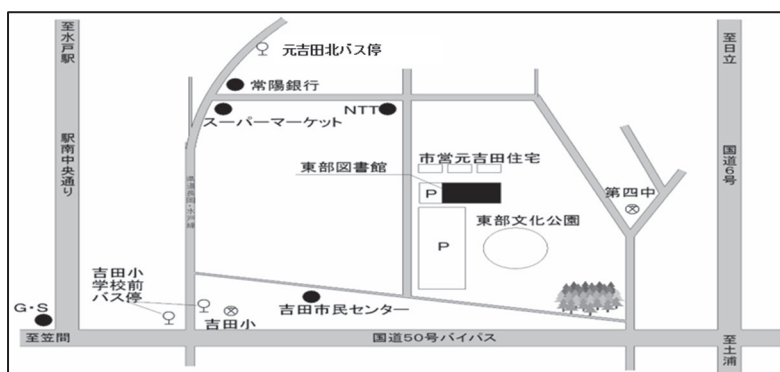
(ア) 敷地面積 4,815.12 m²
(イ) 構造 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上2階
(ウ) 建築面積 1,345.74 m²
(エ) 延床面積 1,802.42 m²
(オ) 蔵書収容能力 6万冊
(カ) 開館 平成元年4月26日

(キ) 各階主要面積 (単位 m²)

地 階		1 階		2 階	
7.07		1,230.39		564.96	
エレベーター機械室	7.07	一般開架室	352.80	視聴覚室	153.80
		児童開架室	261.40	会議室	57.70
		(よみかかせのおへや含む)		創作室	85.90
		文庫・新書コーナー	49.00	ギャラリー	74.00
		新聞・雑誌コーナー	49.00	機械室等	193.56
		視聴覚コーナー	73.70		
		タタミコーナー	27.00		
		事務室等	117.60		
		その他	299.89		

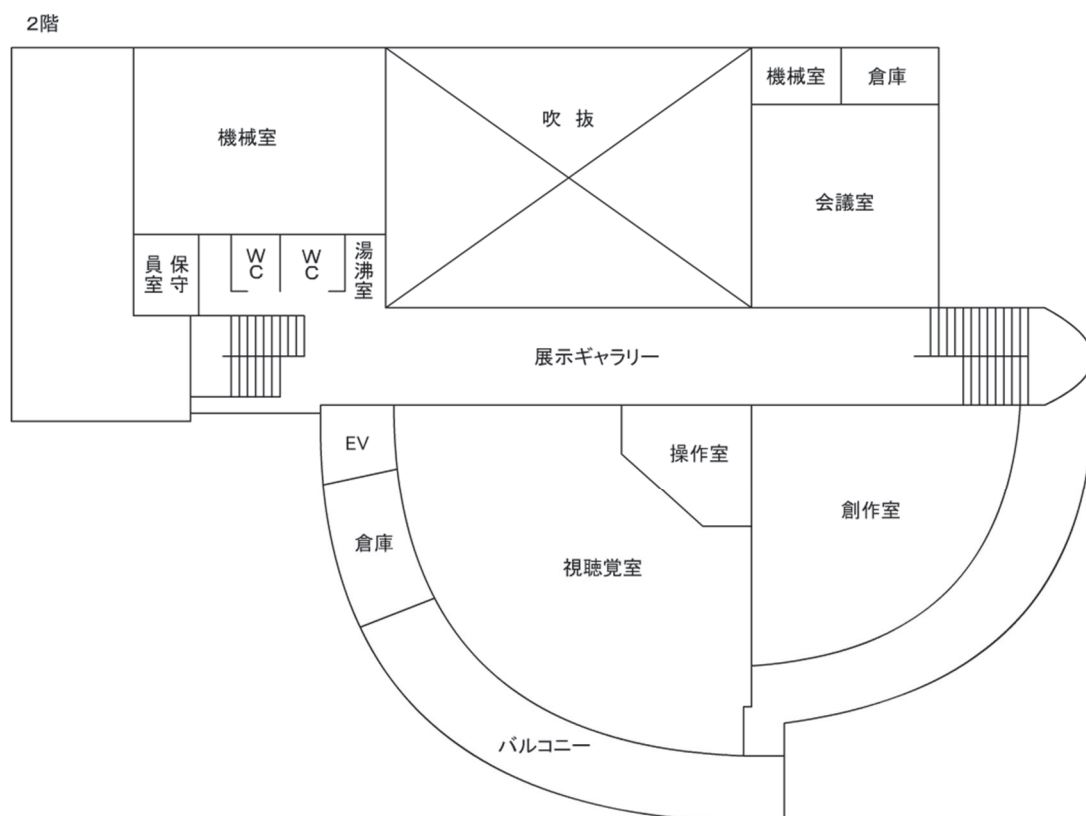
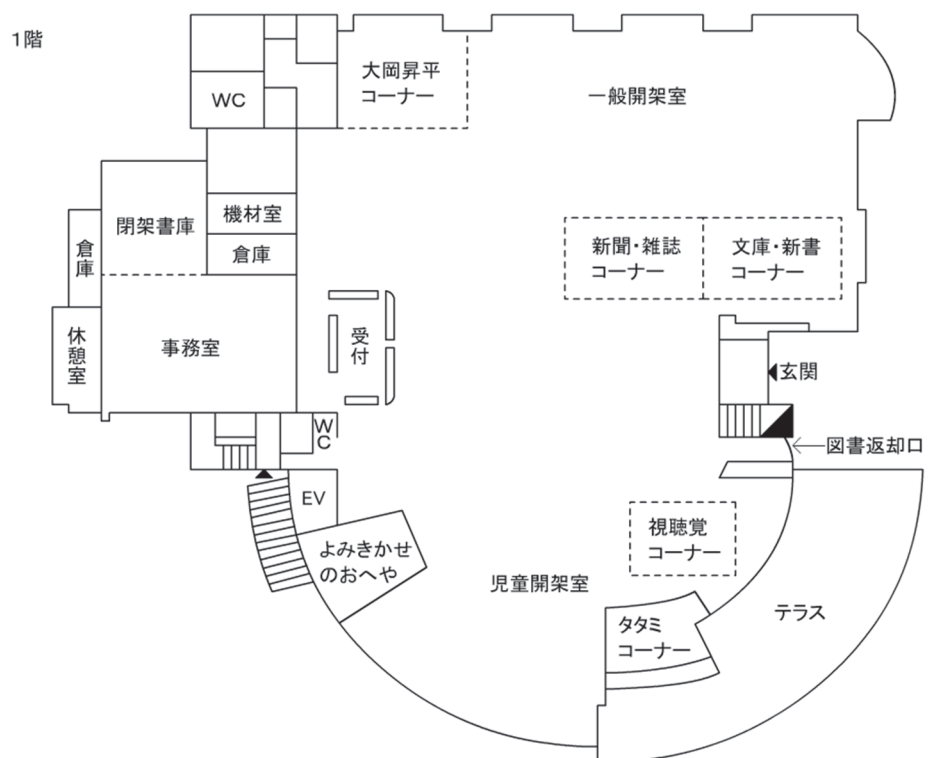
(ク) 駐車可能台数 77 台

ウ 案内図



●交通／水戸駅北口から吉沢車庫方面行きバス乗車，元吉田北下車徒歩5分

エ 施設の配置



(3) 西部図書館

ア 所在地 〒310-0903 水戸市堀町 2311 番地の 1
TEL (029) 255-5651
FAX (029) 255-5669

イ 施 設

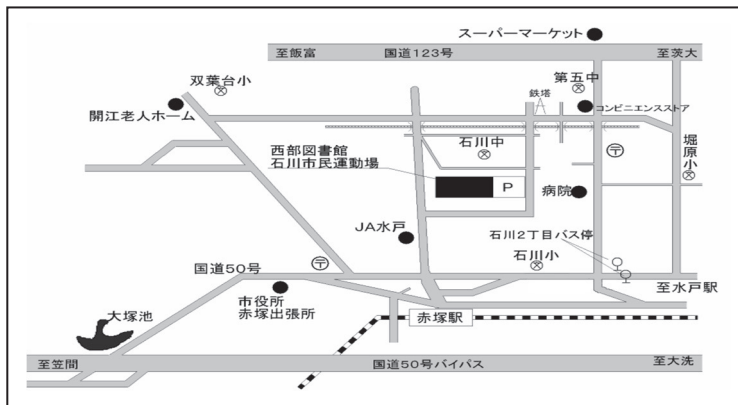
(ア) 敷地面積	21,283.66 m ² (石川市民運動場を含む)
(イ) 構造	鉄筋コンクリート造 地上2階
(ウ) 建築面積	1,791.00 m ² (ボイラー庫 11.29 m ² を除く)
(エ) 延床面積	1,991.28 m ² (ボイラー庫 11.29 m ² を除く)
(オ) 蔵書収容能力	7万冊
(カ) 開館	平成4年4月23日

(※) 各階主要面積 (単位 m²)

1 階		2 階	
1, 633. 83		357. 45	
一般開架室(青少年コーナー含む)	365. 22	一 般 開 架 室	156. 24
児 童 開 架 室	156. 19	そ の 他	201. 21
視 聴 覚 コーナー	76. 16		
視 聴 覚 室	156. 81		
お 話 し 会 の へ や	35. 05		
新聞・雑誌コーナー	55. 63		
創 作 室	55. 30		
会 議 室	52. 84		
ギ ャ ラ リ ー	284. 50		
事 務 室 他	396. 13		

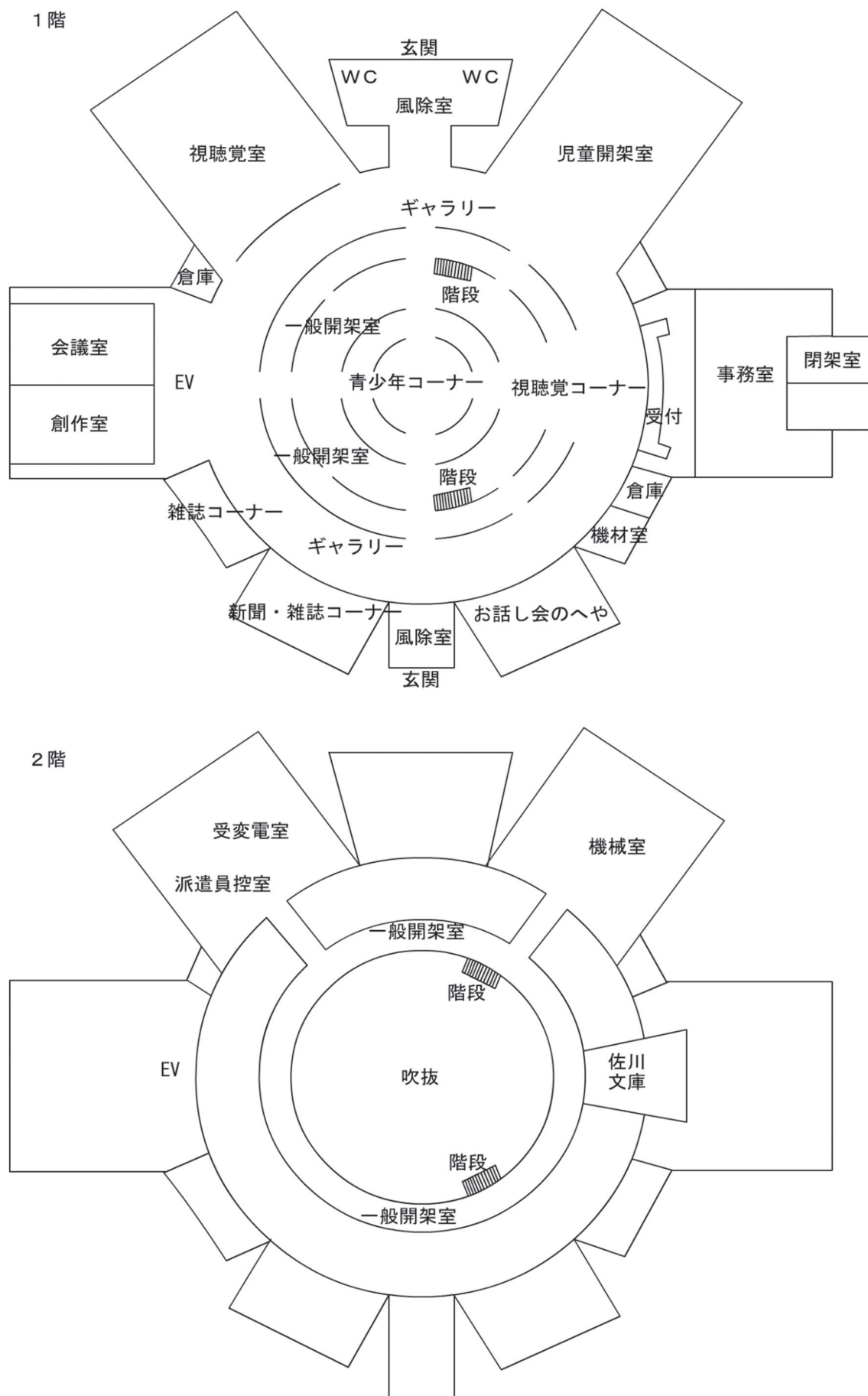
(ク) 駐車可能台数 82 台

ウ 案内図



●交通／水戸駅北口から赤塚方面行きバス乗車，石川2丁目下車徒歩15分

エ 施設の配置



(4) 見和図書館

ア 所在地 〒310-0911 水戸市見和2丁目500番地2
TEL (029) 350-2051
FAX (029) 350-2751

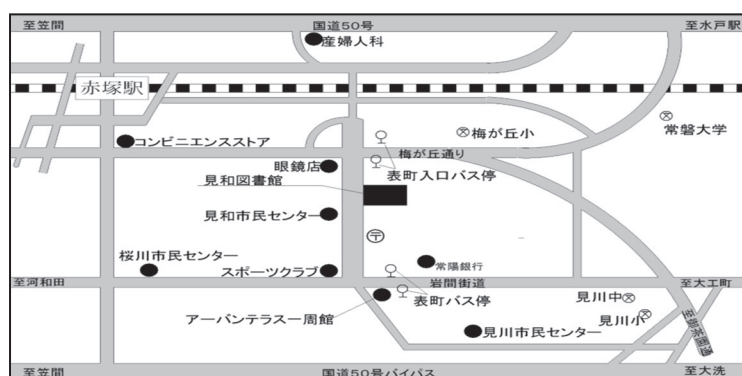
イ 施設

(ア) 敷地面積 5,158.80 m²
(イ) 構造 鉄筋コンクリート・一部鉄骨鉄筋コンクリート造 地上一部2階
(ウ) 建築面積 2,264.01 m²
(エ) 延床面積 1,994.12 m²
(オ) 蔵書収容能力 15万冊
(カ) 開館 平成18年4月24日
(キ) 各階主要面積 (単位 m²)

1 階		2 階	
1,849.22		144.90	
一般開架室	765.06	機械室	144.90
児童開架室(読み語り室含む)	272.02		
視聴覚コーナー	67.76		
新聞・雑誌コーナー	85.85		
視聴覚室	70.59		
対面朗読室	19.92		
図書整理室	28.89		
グループ学習室(2)	34.34		
ギャラリー・ロビー	56.25		
閉架書庫	146.34		
事務室他	302.20		

(ク) 駐車可能台数 71台

ウ 案内図

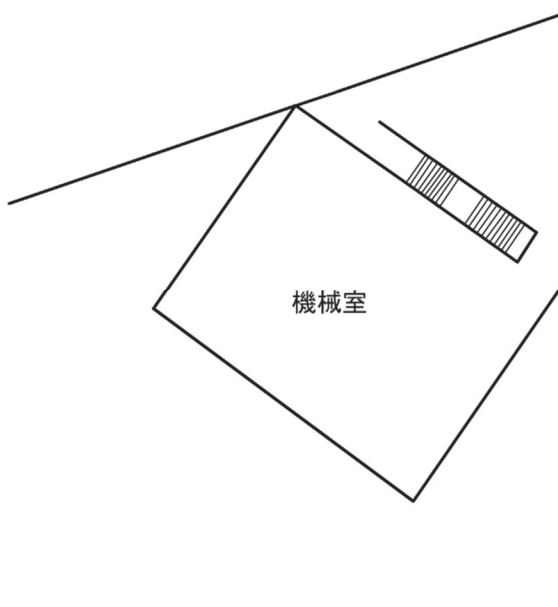


●交通／水戸駅北口から見和方面行きバス乗車，表町下車徒歩5分

エ 施設の配置



2階



(5) 常澄図書館

ア 所在地 〒311-1115 水戸市大串町 2134 番地
TEL (029) 269-1751
FAX (029) 269-1139

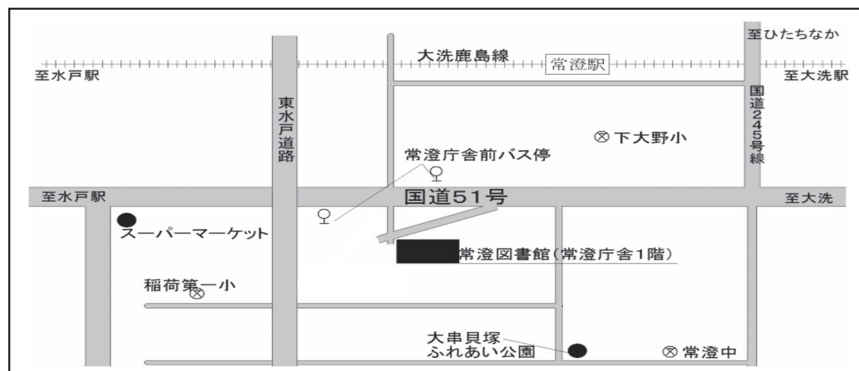
イ 施設

(ア) 延床面積 550.15 m²
(イ) 蔵書収容能力 4.5 万冊
(ウ) 開館 平成 20 年 4 月 20 日
(エ) 主要面積 (単位 m²)

1 階	
550.15	
開架室	373.87
雑誌コーナー	30.99
読み語りコーナー	21.85
授乳室	10.11
カウンター	34.92
閉架書庫	22.39
事務室他	56.02

(オ) 駐車可能台数 83 台

ウ 案内図



●水戸駅北口から大洗方面行きバス乗車，常澄庁舎前下車徒歩 3 分

エ 施設の配置

1 階



(6) 内原図書館

ア 所在地 〒319-0315 水戸市内原町 1497 番地の 16
TEL (029) 291-6451
FAX (029) 259-6810

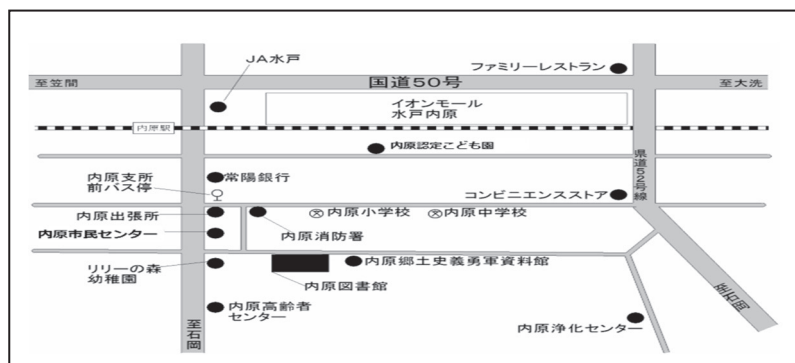
イ 施設

(ア) 敷地面積 6,180.44 m²
(イ) 構造 鉄筋コンクリート造 地上1階
(ウ) 建築面積 1,915.57 m²
(エ) 延床面積 1,873.34 m²
(オ) 蔵書収容能力 24万5千冊
(カ) 開館 平成22年4月16日
(キ) 主要面積 (単位 m²)

1 階	
1,873.34	
一般開架室	656.20
児童開架室(読み語り室含む)	258.19
視聴覚コーナー	38.00
新聞・雑誌コーナー	80.90
視聴覚室	90.54
対面朗読室	19.11
授乳室	5.04
図書整理室	25.73
グループ室(2)	35.47
ギャラリー・ロビー	58.59
閉架書庫	240.69
事務室他	364.88

(ク) 駐車可能台数 77 台

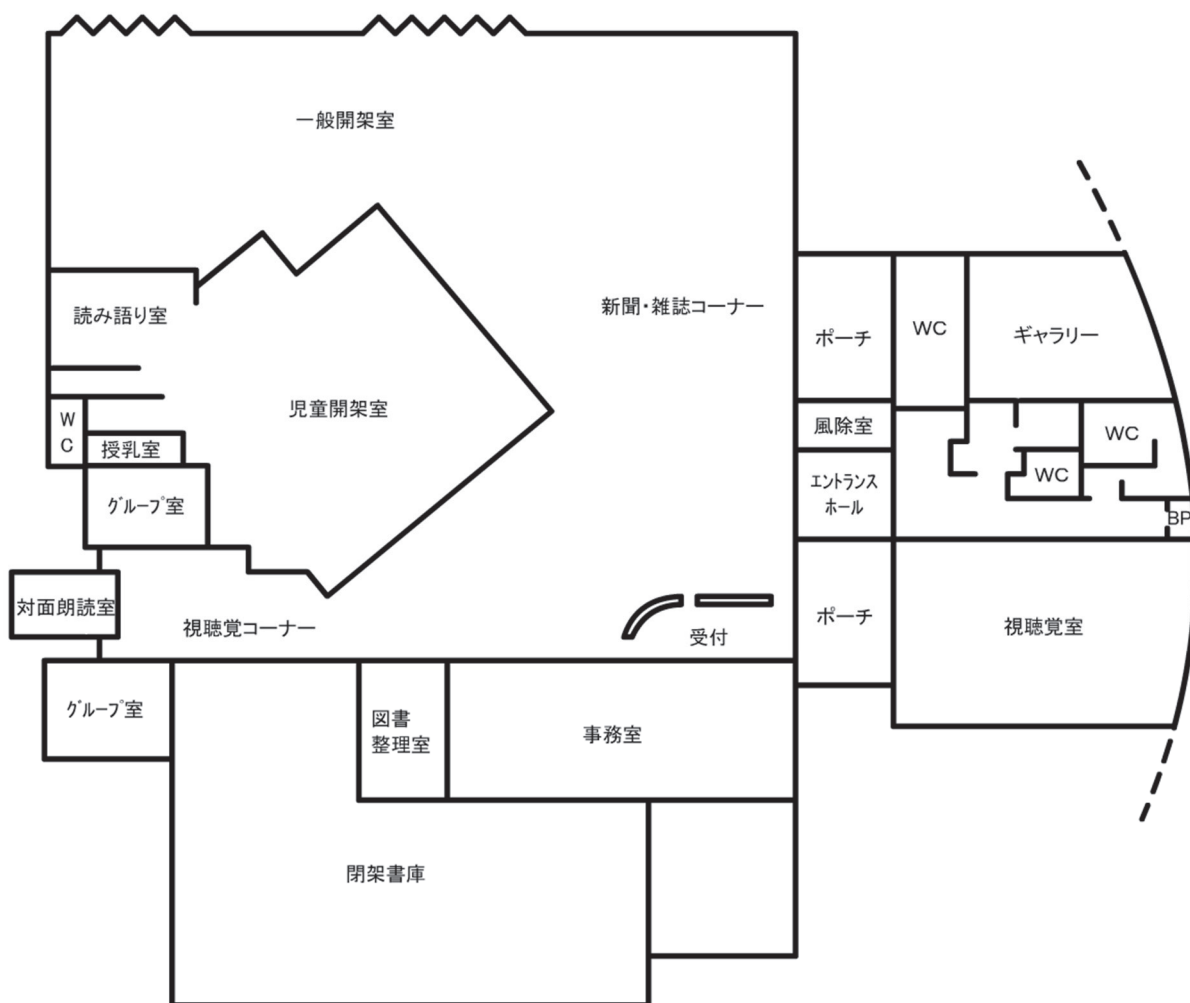
ウ 案内図



●内原駅からイオンモール水戸内原循環バス乗車，内原支所前下車徒歩5分

エ 施設の配置

1階



(7) 市民センター図書室

(令和7年4月1日現在：30 か所)

名 称	所 在 地	電 話	建物面積(㎡)	図書室面積(㎡)
三の丸市民センター	三の丸 1-6-60	224-6600	1,584.50	※図書コーナー設置
新荘市民センター	新荘 2-11-2	221-7851	804.45	34.96
城東市民センター	城東 3-1-47	221-9974	871.67	48.85
竹隈市民センター	柳町 2-5-8	231-2045	1,236.21	84.00
常磐市民センター	西原 1-3-12	233-7005	816.70	※常磐小学校と共用
緑岡市民センター	見川町 2563	241-1510	625.28	30.30
寿市民センター	平須町 1636	241-4011	449.86	18.98
上大野市民センター	吉沼町 1768-2	233-3401	616.20	※図書コーナー設置
柳河市民センター	柳河町 673-1	226-8256	481.58	25.51
渡里市民センター	堀町 466-7	221-4511	633.36	33.18
酒門市民センター	酒門町 1374-6	247-1356	594.51	17.85
石川市民センター	石川 2-4243	252-2989	817.89	51.00
飯富市民センター	飯富町 4449-8	229-7832	484.88	16.40
国田市民センター	下国井町 1212-4	239-7105	479.43	27.00
桜川市民センター	河和田町 2894-4	251-0359	873.20	47.60
上中妻市民センター	大塚町 1157-1	251-9402	554.73	28.35
山根市民センター	全隈町 78-1	252-0966	403.88	24.00
見川市民センター	見川 2-179-1	243-6733	540.89	※図書コーナー設置
千波市民センター	千波町 114-6	243-3174	851.41	※図書コーナー設置
双葉台市民センター	双葉台 2-1-5	251-3991	825.69	35.95
笠原市民センター	笠原町 358-5	243-3769	498.86	39.00
赤塚市民センター	河和田 3-2329-3	252-4090	490.36	26.00
吉沢市民センター	吉沢町 243-3	247-1989	604.50	24.00
堀原市民センター	新原 1-9-16	252-2750	664.00	60.00
下大野市民センター	下大野町 6094-1	269-1288	618.87	12.35
稲荷第二市民センター	栗崎町 1695-4	269-1031	619.20	33.07
大場市民センター	大場町 2283-1	269-1006	616.20	30.00
鯉淵市民センター	鯉淵町 2989-2	259-7821	696.17	※図書コーナー設置
妻里市民センター	有賀町 2242	259-6665	699.83	※図書コーナー設置
内原市民センター	内原町 1395-6	259-4044	1,628.80	※図書コーナー設置

6 令和7年度当初予算

(1) 予算の概要

区 分	市予算 (一般会計)	教育費	(B)/(A)	社会教育費	(C)/(B)	図書館費	(D)/(B)	(D)/(C)
当 初 予算額	千円 127,561,000 (A)	千円 16,119,127 (B)	12.6%	千円 1,178,420 (C)	7.3%	千円 624,360 (D)	3.9%	53.0%

(2) 図書館費館別内訳

(単位：千円)

経 費 区 分	中央図書館	東部図書館	西部図書館	見和図書館	常澄図書館	内原図書館	合 計
1 人件費	204,050	-	-	-	-	-	204,050
2 物件費	379,587	8,359	7,989	10,409	5,986	7,980	420,310
(1) 資料費	15,523	8,359	7,989	10,409	5,986	7,980	56,246
(ア) 図書購入費	11,566	6,119	5,625	7,134	3,748	5,699	39,891
(イ) 雑誌・新聞購入費	2,785	2,040	1,964	2,975	2,038	1,881	13,683
(ウ) 視聴覚教材購入費	650	200	400	300	200	400	2,150
(エ) データベース費	522	-	-	-	-	-	522
(2) その他	364,064	-	-	-	-	-	364,064
合 計	583,637	8,359	7,989	10,409	5,986	7,980	624,360

(3) 図書館歳出予算の推移

(単位：千円)

科目 年度	職員 給与費	会計年度 任用職員 給与費	図書館 運営経費	図書館 資料費	行事関係 経 費	その他	合 計
平成 27	226,153		202,035	56,000	1,756	20,000	505,944
平成 28	103,787		300,629	55,637	-	208,700	668,753
平成 29	94,054		310,606	55,637	-	233,100	693,397
平成 30	100,660		366,046	55,637	-	-	522,343
平成 31	103,444		347,594	56,200	-	-	507,238
令和 2	99,890	54,040	298,346	56,205	-	-	508,481
令和 3	100,524	58,656	298,629	56,200	-	-	514,009
令和 4	100,766	61,058	307,050	56,200	-	-	525,074
令和 5	102,366	63,178	324,958	56,200	-	-	546,702
令和 6	104,957	77,860	393,632	56,246	-	-	632,695
令和 7	115,891	88,159	364,064	56,246	-	-	624,360

※平成 28 年度から行事関係経費を「運営関係経費」へ統合した。

※令和 2 年度から運営関係経費の名称を「運営経費」とし、「会計年度任用職員給与費」を新設した。

7 令和7年度 収集予定逐次刊行物

(1) 購入雑誌, 新聞等

館 名		中央	東部	西部	見和	常澄	内原
誌 名							
《月 刊 ・ 季 刊 誌》		104	77	82	135	102	140
1	愛犬との暮らしをもっと楽しむ いぬのきもち						○
2	I'm home					○	○
3	OUTDOOR STYLE GO OUT		○				
4	AERA with Kids			○			○
5	赤ちゃんと！				○		
6	明日の友		○	○			
7	アニメージュ						○
8	アニメディア		○				
9	アール						○
10	ALBA TROSS-VIEW			○			
11	安心	○					
12	&Premium			○		○	
13	家の光					○	
14	いただきます ごちそうさま						○
15	一枚の繪				○		
16	一個人	○					○
17	EVEN				○		
18	illustration						○
19	Interface						○
20	ViVi				○		
21	With	○					
22	WiLL					○	○
23	ヴェスタ						○
24	VERY				○		
25	UOMO (ウオモ)	○			○		
26	うかたま				○	○	
27	潮		○				
28	美しいキモノ		○				
29	AIRLINE				○		
30	映画芸術						○
31	栄養と料理	○				○	
32	エキスパートナーズ						○
33	e' clat (エクラ)				○		
34	SF マガジン			○			
35	ESSE	○	○	○			
36	NHK 囲碁講座	○			○		○
37	NHK きょうの健康	○		○	○	○	
38	NHK きょうの料理		○	○	○		○
39	NHK きょうの料理 ビギナーズ			○		○	
40	NHK G-Media 大相撲中継		○				
41	NHK 趣味の園芸	○	○	○			
42	NHK 趣味の園芸やさいの時間			○		○	
43	NHK 将棋講座	○				○	○

誌名	館名	中央	東部	西部	見和	常澄	内原
44	NHK すてきにハンドメイド	○	○	○	○		
45	NHK 短歌			○	○		
46	NHK 俳句			○	○		
47	NHK みんなのうた			○			
48	FQKids (エフキューキッズ)	○					
49	FQ JAPAN				○	○	
50	ELLE gourmet (エル グルメ)					○	
51	ELLE JAPON	○					
52	LDK	○				○	○
53	LDK the Beauty			○			○
54	エル・デコ						○
55	園芸ガイド				○	○	
56	園芸 JAPAN				○		
57	えんぶ	○					
58	ENGINE					○	
59	OCEANS (オーシャンズ)			○			
60	OZmagazine						○
61	Oggi						○
62	オートキャンパー						○
63	男の隠れ家				○		
64	大人のおしゃれ手帖	○					
65	おとなの週末	○					
66	オートバイ						○
67	おはよう 21			○			○
68	オール讀物	○	○		○		
69	オレンジページ		○	○			
70	音楽現代					○	
71	音楽と人				○		
72	音楽の友	○	○				
73	会社四季報	○		○	○		
74	会社四季報プロ 500		○				
75	会社法務 A2Z				○		
76	怪と幽	○					
77	化学					○	
78	かがくのとも	○	○	○	○		○
79	岳人			○		○	
80	Casa BRUTUS				○	○	
81	歌壇					○	
82	学校図書館					○	
83	Cut				○		
84	家庭画報	○	○				
85	ガーデン&ガーデン						○
86	家電批評						○
87	CAR トップ						○
88	Café - sweets				○		
89	CAFERES (カフェレス)	○					
90	株主手帳				○		
91	からだにいいこと			○	○		

誌名	館名	中央	東部	西部	見和	常澄	内原
92	kiitos (キイトス)		○				
93	季刊 考古学						○
94	季刊 地域						○
95	企業実務				○		
96	企業診断				○		
97	キネマ旬報			○			
98	CAPA					○	
99	GALAC					○	
100	CanCam					○	
101	教育						○
102	教育と医学						○
103	キルトジャパン			○			
104	近代食堂				○		
105	クウネル	○		○			
106	Goods Press						○
107	暮らしの手帖	○	○		○		
108	CLASSY. (クラッシー)	○					
109	Clara						○
110	栗原はるみ						○
111	クレア						○
112	CREA Traveller					○	
113	GLOW		○				
114	クロワッサン	○	○	○	○		○
115	群像		○				
116	経済セミナー				○		
117	蛭雪時代				○		
118	芸術新潮	○	○				
119	毛糸だま					○	
120	GOETHE (ゲーテ)				○		
121	激流						○
122	月刊 アクアライフ				○		
123	月刊 おりがみ	○					
124	月刊 カラオケファン					○	
125	月刊 クーヨン		○				○
126	月刊 教員養成セミナー		○				
127	月刊 碁ワールド		○			○	
128	月刊 自家用車	○			○		
129	月刊 事業構想				○		
130	月刊 社会教育						○
131	月刊 食堂				○		
132	月刊 とれいん				○		
133	月刊 News がわかる					○	○
134	月刊 バスケットボール				○		
135	月刊 Hanada	○					
136	月刊 バレーボール				○		
137	月刊 Piano						○
138	月刊 美術				○		
139	月刊 福祉	○					

誌名	館名	中央	東部	西部	見和	常澄	内原
140	月刊 文化財	○					
141	月刊 みと	○	※	※	※	※	※
142	月刊 むし					○	
143	月刊 MOE	○			○		
144	健康		○				
145	現代化学					○	
146	現代思想	○					
147	現代詩手帖					○	
148	現代農業					○	
149	現代俳句				○		
150	建築ジャーナル						○
151	剣道時代						○
152	航空ファン					○	
153	広報会議					○	
154	国際開発ジャーナル				○		
155	こころの科学			○			
156	COTTON TIME				○	○	
157	コットンフレンド						○
158	コトノネ				○		
159	Kotoba (コトバ)						○
160	kodomoe (コドモエ)				○	○	
161	子どもと読書	○					
162	子供の科学	○	○	○	○	○	○
163	子どものしあわせ						○
164	こどものとも	○	○		○	○	○
165	こどものとも 0.1.2.		○	○	○	○	○
166	こどものとも 年少版	○			○		○
167	こどものとも 年中向き			○			○
168	ことりっぷマガジン	○			○		
169	この本読んで！	○				○	
170	コピライト	○					
171	ゴルフダイジェスト		○				
172	GOLF TODAY	○					
173	CONFORT		○				
174	CYCLE SPORTS					○	
175	ZAITEN (ザイテン)				○		
176	サッカーキング						○
177	サッカークリニック			○			
178	サッカーダイジェスト				○		
179	サッカーマガジン		○				
180	THE 21				○		
181	サファリ						○
182	サライ		○	○			
183	サンキュ！				○	○	
184	3分クッキング			○			
185	散歩の達人						○
186	CYANMAN		○				
187	J R 時刻表		○	○			

誌名	館名	中央	東部	西部	見和	常澄	内原
188	JTB 時刻表	○			○	○	
189	J トレイン						○
190	GA JAPAN (ジーエージャパン)			○			
191	GENIC		○				
192	CNN ENGLISH EXPRESS	○					○
193	GQ JAPAN					○	○
194	CG (CAR GRAPHIC)				○		
195	自然と農業						○
196	思想	○					
197	CD ジャーナル		○				
198	自転車日和						○
199	島へ。						○
200	紙魚の手帖						○
201	社会教育	○					
202	写真ライフ						○
203	Jaz. in (ジャズイン)				○		
204	ジャズ批評			○			
205	週刊文春 WOMAN	○					
206	住宅建築		○				
207	ジュニアエラ		○		○		○
208	ジュノン						○
209	シュプール						○
210	ジュリスト	○					
211	将棋世界		○		○		
212	小説幻冬					○	
213	小説新潮						○
214	小説推理					○	
215	小説すばる		○		○		
216	小説トリッパー				○		
217	小説 宝石			○			
218	商店建築				○		
219	消費と生活	○					
220	食品商業				○		
221	新潮	○					
222	新聞ダイジェスト						○
223	新 幼児と保育	○					
224	SWIMMING MAGAZINE (スイミングマガジン)				○		
225	SWITCH	○				○	
226	数学セミナー				○		
227	スクリーン	○					
228	素敵なあの人	○					
229	stereo	○					
230	STORY			○		○	
231	すばる	○					
232	スプーン						○
233	スポーツグラフィックナンバー		○	○			○
234	スマッシュ			○		○	
235	墨				○		

誌名	館名	中央	東部	西部	見和	常澄	内原
236	住む。					○	
237	相撲				○	○	
238	Slugger						○
239	声優グランプリ				○		
240	清流	○					
241	正論	○		○			
242	世界	○	○				
243	セカンド						○
244	Seventeen	○					
245	宣伝会議				○		
246	専門料理						○
247	川柳マガジン						○
248	装苑	○	○				
249	壮快			○			
250	そだちの科学						○
251	Software Design	○					
252	ソフトテニスマガジン						○
253	TIME（英語版）	○					
254	DIME			○			
255	ダイヤモンド ZAI			○		○	
256	ダ・ヴィンチ			○	○	○	
257	たくさんのふしぎ	○	○		○	○	○
258	Tarzan				○	○	
259	多聴多読マガジン				○	○	
260	卓球王国				○		
261	旅と鉄道			○			
262	旅の手帖		○		○		
263	食べもの文化					○	
264	短歌	○	○				
265	ダンクシュート					○	
266	URNS			○			
267	DANCE MAGAZINE		○				
268	dancyu			○			
269	地域と人権	○					
270	ちいさなかがくのとも	○			○		○
271	地上						○
272	地方史研究	○					
273	地方自治	○					
274	チャイルドヘルス						○
275	中央公論	○	○				○
276	地理					○	
277	チルチンびと				○		
278	創						○
279	つり情報					○	○
280	つり人		○				
281	Discover Japan	○					
282	Disney FAN			○			○
283	Daytona（デイトナ）						○

誌名	館名	中央	東部	西部	見和	常澄	内原
284	デジタルカメラマガジン	○		○			
285	鉄おも！		○				○
286	鉄道ピクトリアル					○	
287	鉄道ファン	○					
288	THEMIS（月刊テーマス）				○		
289	電子工作マガジン		○				
290	天然生活		○	○	○		
291	天文ガイド	○					
292	東京人						○
293	dopa（ドゥーパ！）	○			○		
294	都市問題						○
295	図書館の学校	○			※		
296	トッププロモーションズ販促会議		○				
297	飛ぶ教室					○	
298	driver		○				
299	TRANSIT		○				○
300	なごみ				○		
301	ナショナルジオグラフィック日本版	○					
302	七緒					○	
303	ニコラ						○
304	日経 WOMAN	○		○	○		
305	日経エレクトロニクス				○		
306	日経エンタテインメント！			○		○	
307	日経グローバル	○					
308	日経コンピュータ				○		
309	日経サイエンス			○	○		
310	日経ソフトウェア				○		
311	日経トップリーダー				○		
312	日経トレンディ		○			○	
313	日経 NETWORK				○		
314	日経パソコン	○				○	
315	日経 PC21		○	○			○
316	日経マネー		○				○
317	日本語学						○
318	日本児童文学						○
319	ニュータイプ				○		
320	Newton	○	○		○	○	
321	ねこのきもち				○		
322	猫びより					○	
323	熱中！ソフトテニス部		○				
324	ノジュール					○	
325	non・no					○	
326	ハイヴィ						○
327	俳句	○	○				
328	俳句四季	※					○
329	BikeJIN			○			
330	BiCYCLE CLUB		○		○		
331	俳壇					○	

誌名	館名	中央	東部	西部	見和	常澄	内原
332	バイラ						○
333	Basser (バサー)				○		
334	初めて飼い主さんの いぬのきもち	○					
335	BIRDER (バーダー)				○		
336	バックステージ・パス						○
337	PASH!	○					
338	バドミントン・マガジン						○
339	Hanako						○
340	ハーバードビジネスレビュー・日本版				○		
341	BARFOUT !			○			
342	ハルメク				○		○
343	Band Journal						○
344	ハンドボール						○
345	判例タイムズ	○					
346	判例地方自治	○					
347	PHP			○			
348	PHP からだスマイル						○
349	PHP くらしラクーる				○	○	
350	PHP スペシャル						○
351	Begin					○	
352	PEAKS						○
353	ピクトアップ						○
354	悲劇喜劇					○	
355	ビジネスチャンス				○		
356	ビジネス法務				○		
357	美 ST (ビスト)				○		
358	ビーズ friend						○
359	ビッグイシュー 日本版	○					
360	BT 美術手帖			○			
361	BE - PAL			○		○	
362	表現者クライテリオン				○		
363	ひらがなタイムズ				○		
364	Fight&Life				○		
365	FINE BOYS				○		
366	FUDGE						○
367	FIGARO japon	○					
368	フォトコン				○		
369	Forbes Japan	○					
370	フォーリン・アフェアーズ・リポート				○		
371	婦人画報			○			
372	婦人公論	○	○	○	○	○	○
373	婦人之友						○
374	プチナース					○	
375	部落解放					○	
376	フラレア						○
377	ふらんす						○
378	FLIX			○			
379	PriPri				○		

誌名	館名	中央	東部	西部	見和	常澄	内原
380	BRUTUS			○			
381	プレジデント		○		○		
382	プレジデントファミリー				○	○	○
383	Precious (プレシャス)				○		
384	フローリスト			○			
385	文藝界	○	○				
386	文藝						○
387	文藝春秋	○	○	○	○	○	○
388	文蔵						○
389	Veggy (ベジィ)						○
390	BEST STAGE			○			
391	BEST FLOWER ARRANGEMENT			○			
392	ベースボールマガジン				○	○	
393	Pen					○	
394	保育とカリキュラム					○	
395	VOICE		○				
396	法学教室		○				
397	邦楽ジャーナル				○		
398	法学セミナー			○			
399	報知高校野球				○		
400	訪問看護と介護		○				
401	法律のひろば					○	
402	星ナビ				○		
403	ホビージャパン						○
404	POPEYE (ポパイ)						○
405	本の雑誌	○					
406	マイガーデン					○	
407	Mac Fan			○			
408	Mr. PC (ミスター・ピーシー)				○		
409	ミステリマガジン			○			
410	ミセスのスタイルブック						○
411	Mina (ミーナ)				○		
412	ミュージカル						○
413	MUSIC MAGAZINE	○					
414	みんなの図書館						○
415	ムジカ						○
416	目の眼					○	
417	Men's Ex	○					
418	MEN's NON・NO						○
419	men's FUDGE (メンズファッジ)	○					
420	MORE					○	○
421	文字の大きな時刻表						○
422	モーストリー・クラシック						○
423	Motorcyclist					○	
424	MOTOR MAGAZINE			○			
425	モダンリビング	○					
426	MONOQLO (モノクロ)	○		○			
427	モノ・マガジン				○		

誌名	館名	中央	東部	西部	見和	常澄	内原
428	momo		○				
429	野菜だより						○
430	やさい畑				○	○	
431	山と溪谷	○	○		○		
432	ゆうゆう		○	○		○	
433	ユリイカ			○			
434	ヨガジャーナル日本版						○
435	RiCE		○				
436	Lightning						○
437	ラグビーマガジン						○
438	ラジオ深夜便						○
439	ラシタス				○		
440	LARME		○				
441	ランドネ						○
442	ランナーズ				○		
443	ランニングマガジン courir			○			
444	RUN+TRAIL		○				
445	LEE			○			
446	陸上競技						○
447	陸上競技マガジン			○			
448	リベラルタイム					○	
449	留学ジャーナル				○	○	
450	料理王国				○		
451	旅行読売				○		○
452	LEON			○			
453	歴史街道		○	○			○
454	歴史群像					○	
455	歴史人				○	○	
456	レクリエ					○	
457	レタスクラブ				○	○	
458	レディブティック					○	
459	ロケーションジャパン					○	
460	rockin' on (ロッキング・オン)	○					
461	ロッキング・オン・ジャパン						○
462	私のカントリー			○			
463	ワッグル					○	○
464	和楽	○					
465	WORLD SOCCER DIGEST					○	
466	Wan (ワン)				○	○	

※は提供資料

誌 名		館 名	中 央	東 部	西 部	見 和	常 澄	内原
《週 刊 誌》			2	6	3	4	0	1
1	AERA			○				
2	サンデー毎日				○			
3	週刊エコノミスト		○			○		
4	週刊金曜日			○				
5	週刊新潮			○	○	○		
6	週刊ダイヤモンド					○		
7	週刊東洋経済					○		
8	週刊文春		○	○				○
9	週刊ベースボール			○	○			
10	日経ビジネス			○				
11	Newsweek（日本版）		※					

※は提供資料

誌 名		館 名	中 央	東 部	西 部	見 和	常 澄	内原
《新 聞》			13	9	9	12	11	8
1	朝日ウィークリー							○
2	朝日小学生新聞					○		
3	朝日新聞（朝・夕）		○	○	○	○	○	統
4	茨城新聞		○	○	○	○	○	○
5	The Japan Times/International NewYork Times		○		○			
6	The Japan Times Alpha						○	
7	The Japan News			○		○		
8	産経新聞		○	○	○	○	○	○
9	サンケイスポーツ新聞				○			○
10	週刊読書人						○	
11	スポーツニッポン新聞				○		○	
12	スポーツ報知新聞		○	○		○		
13	東京新聞		○			○		
14	図書新聞		※					
15	日刊工業新聞		○					
16	日刊スポーツ新聞		○			○		
17	日経 MJ		○			○		
18	日本経済新聞（朝・夕）		○	朝	朝	○	朝	全
19	日本農業新聞						○	
20	福島民報		※	※	※			
21	福島民友		※	※	※			
22	部落解放新聞 県民版		○					
23	毎日小学生新聞					※	○	
24	毎日新聞（朝・夕）		○	○	○	○	○	統
25	読売新聞（朝・夕）		○	○	○	○	統	統
26	読売中高生新聞			○				

・「朝」は朝刊のみ ・「統」は統合版 ・「全」は全日版 ・※は提供資料

館 名		中 央	東 部	西 部	見 和	常 澄	内原
誌 名							
《その他》		7	4	4	3	4	2
1	水戸市例規集	○	○	○	○	○	○
2	茨城県例規集	○	○	○	○	○	○
3	官報	○					
4	現行日本法規		○		○		
5	現行法規総覧	○		○		○	
6	基本判例 憲法・民法・刑法 商法・民事訴訟法 民事執行法・民事保全法 刑事訴訟法・行政法 労働法	○					
7	行政判例集成 教育・文化編	○					
8	著作権関係法令実務提要	○	○	○		○	

(2) 郷土関係雑誌, 新聞等

誌名		中央	東部	西部	見和	常澄	内原
《郷土関係雑誌》		34	24	21	24	22	20
1	i ちゃっと (情報誌)				○		
2	茨城歌人	○	○				
3	茨城教育	○			○		
4	茨城県医師会報	○					
5	いばらき県議会だより	○	○	○	○	○	○
6	茨城県の人口と世帯	○	○	○	○	○	○
7	茨城県労働委員会だより	○					
8	茨城文芸協会会報	○	○				○
9	vivo (ヴィーヴォ)	○	○	○	○	○	○
10	かびれ	○					
11	教育いばらき	○	○	○	○	○	○
12	月刊みと	○	○	○	○	○	○
13	県展会報	○					
14	更生保護みと	○	○	○	○	○	○
15	広報みと	○	○	○	○	○	○
16	広報みと点字版	○	○	○	○	○	○
17	さががけ (青少年相談員会報)	○	○				
18	SAKURASAKULIFE	○	○	○	○		○
19	Sea 遊	○	○	○	○	○	
20	常陽藝文	○	○	○	○	○	○
21	DAISUKI	○	○			○	
22	Topos (常磐大学情報誌)	○			○		○
23	花のサークル	○	○	○		○	
24	ひたち野	○		○			
25	ひばり (茨城県広報誌)	○	○	○	○	○	○
26	びよんど	○	○	○	○	○	○
27	ふれあい茨城	○	○		○		
28	道芝	○	○	○	○	○	○
29	みと好文カレッジ情報	○		○		○	○
30	水戸市議会報	○	○	○	○	○	○
31	水戸市国際交流協会機関紙	○		○	○	○	○
32	水戸市農業委員会だより					○	
33	水戸商工会議所会報	○			○		
34	水都だより	○	○	○	○	○	○
35	みんなのしあわせ	○	○	○	○	○	○
36	わくわくライフいばらき	○	○	○	○	○	

誌名		中央	東部	西部	見和	常澄	内原
館名							
《その他の雑誌》		39	22	15	17	13	9
1	ALPS (アルプス)	○	○		○	○	○
2	iichiko (いいちこ)	○					
3	Executibe Foresight(エグゼクティブ・フォーサイト)	○					
4	ESTRELA (エストレラ)	○					
5	エネルギーレビュー		○				
6	かけはし	○			○		
7	観光とまちづくり	○					
8	観光文化	○					
9	技術士 PE	○					
10	クローバー	○	○	○	○	○	
11	月刊武道		○	○			
12	健康 365		○		○	○	
13	現代の図書館	○					
14	皇室	○	○	○	○	○	○
15	広報	○	○	○			
16	地震ジャーナル	○					
17	JiCA MAGAZINE		○	○	○	○	○
18	書魁	○	○				
19	人文会ニュース	○					
20	人民日報 海外版	○					
21	心理臨床の広場	○			○		
22	森林総研		○				
23	世界思想	○				○	
24	戦略経営者				○		
25	総務省	○	○	○			
26	宇宙(そら)のとびら	○	○		○	○	○
27	大学時報	○	○	○	○		○
28	地域づくり	○	○	○	○	○	○
29	ちくま					○	
30	読書推進運動	○	○	○	○	○	○
31	図書	○	○	○	○	○	
32	図書館雑誌	○					
33	波					○	
34	にちぎん	○	○	○	○		
35	日展ニュース	○					
36	日本教育	○	○	○	○		○
37	Housing Tribune	○					
38	白門			○			
39	ファイナンス	○					
40	ほうてらす	○					
41	本郷	○	○				
42	MAMOR (マモル)	○			○		
43	音遊人(みゅーじん)	○					
44	MILK CLUB	○	○	○	○	○	○
45	UP (ユーピー)	○					

誌名		中央	東部	西部	見和	常澄	内原
46	倫風	○					
47	林野	○	○	○	○		
48	歴史研究	○					
49	ロータリーの友		○				

誌名		中央	東部	西部	見和	常澄	内原
《郷土関係紙》		1	1	1	1	1	1
1	よみうりタウンニュース	○	○	○	○	○	○

《オンラインデータベース》

- ① 「朝日新聞クロスサーチ for L」：中央図書館／印刷可能（有料）
- ② 「日経テレコン」：見和図書館／印刷可能（有料）
- ③ 「官報情報検索サービス」：中央図書館／印刷可能（有料）
- ④ 「茨城新聞オンライン記事データベース」：中央図書館／印刷することはできません。
- ⑤ 「判例秘書」：見和図書館／印刷可能（有料）
- ⑥ 「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス」：中央図書館／印刷可能（有料）

《ROM 版データベース》 印刷可能（有料）

- ① 「茨城新聞 DVD-ROM」：全館
- ② 「茨城新聞 CD-ROM」：中央図書館
- ③ 「朝日新聞見出し検索 CD-ROM」（全 1 枚）：中央図書館
- ④ 「朝日新聞記事検索 CD-ROM」（1 年毎各 1 枚全 17 枚）：東部図書館
- ⑤ 「読売新聞 DVD」：中央図書館

8 令和6年度 図書館資料保有状況

(1) 図書 (令和7年3月31日現在)

(単位：冊)

※()内は、郷土資料・行政資料で内数。ただし、特別コレクションは含まない。

区分 分類		中央			東部	西部	見和	常澄	内原	合計
		館内	市民センター 図書室等	中央計						
一般書	0 総記	4,915	1,375	6,290	1,298	957	2,343	1,464	2,518	14,870
	1 哲学	4,586	2,337	6,923	3,141	4,834	4,021	1,688	2,517	23,124
	2 歴史	18,571	3,882	22,453	7,141	6,185	8,232	5,601	6,215	55,827
	3 社会科学	38,327	6,557	44,884	13,105	11,139	13,109	7,306	9,347	98,890
	4 自然科学	15,282	3,922	19,204	6,198	5,071	6,391	4,662	6,358	47,884
	5 技術	15,958	6,498	22,456	6,437	6,179	9,327	6,071	7,688	58,158
	6 産業	7,627	1,917	9,544	2,593	2,734	3,706	2,855	3,234	24,666
	7 芸術	18,043	4,596	22,639	7,857	7,048	7,834	5,665	6,368	57,411
	8 言語	3,498	872	4,370	1,579	1,291	1,694	1,164	1,462	11,560
	9 文学	80,921	50,996	131,917	31,235	22,442	30,984	11,434	18,636	246,648
	計	207,728 (29,997)	82,952 (2,748)	290,680 (32,745)	80,584 (6,728)	67,880 (5,674)	87,641 (6,540)	47,910 (3,952)	64,343 (4,735)	639,038 (60,374)
児童書	0 総記	261	1,520	1,781	474	559	1,269	334	415	4,832
	1 哲学	183	1,331	1,514	447	432	811	371	471	4,046
	2 歴史	745	6,104	6,849	1,458	1,191	4,086	1,125	1,455	16,164
	3 社会科学	1,008	6,463	7,471	2,048	1,642	3,453	1,494	2,075	18,183
	4 自然科学	1,551	13,245	14,796	3,233	2,699	7,548	2,390	3,003	33,669
	5 技術	533	4,854	5,387	1,326	1,268	2,941	984	1,321	13,227
	6 産業	393	2,944	3,337	971	887	1,579	728	972	8,474
	7 芸術	657	5,440	6,097	1,544	1,460	3,856	1,165	1,728	15,850
	8 言語	237	1,819	2,056	534	442	1,067	423	539	5,061
	9 文学	5,801	33,354	39,155	13,022	10,251	32,078	7,359	9,445	111,310
	E 絵本	9,226	46,499	55,725	13,994	13,212	23,876	10,516	13,068	130,391
	P 紙芝居	704	1,716	2,420	1,058	1,303	918	593	808	7,100
	計	21,299 (141)	125,289 (313)	146,588 (454)	40,109 (113)	35,346 (82)	83,482 (122)	27,482 (107)	35,300 (105)	368,307 (983)
合計		229,027 (30,138)	208,241 (3,061)	437,268 (33,199)	120,693 (6,841)	103,226 (5,756)	171,123 (6,662)	75,392 (4,059)	99,643 (4,840)	1,007,345 (61,357)

(2) 図書増減内訳

(単位：冊)

区 分		増加分	減少分	増減分
中央図書館	一般書	7,692	8,169	△477
	児童書	867	1,467	△600
	計	8,559	9,636	△1,077
市民センター 図書室等	一般書	260	3,094	△2,834
	児童書	2,533	2,405	128
	計	2,793	5,499	△2,706
東部図書館	一般書	2,246	708	1,538
	児童書	1,286	584	702
	計	3,532	1,292	2,240
西部図書館	一般書	1,866	5,663	△3,797
	児童書	1,229	1,869	△640
	計	3,095	7,532	△4,437
見和図書館	一般書	3,028	1,622	1,406
	児童書	2,560	1,040	1,520
	計	5,588	2,662	2,926
常澄図書館	一般書	1,168	1,255	△87
	児童書	936	81	855
	計	2,104	1,336	768
内原図書館	一般書	1,730	10	1,720
	児童書	1,177	101	1,076
	計	2,907	111	2,796
合 計	一般書	17,990	20,521	△2,531
	児童書	10,588	7,547	3,041
	合計	28,578	28,068	510

※児童書には、絵本・紙芝居を含む。

(3) 特別コレクション (図書等の保有冊数には含まない。)

- ア 佐藤家旧蔵古文書(中央図書館) 本草学関係及び書道関係の和書等 1,118 点
- イ 旧制水戸高等学校資料(中央図書館) 水戸高等学校同窓会本部所蔵の図書 561 冊
- ウ 徳川宗敬氏遺品(中央図書館) 一橋徳川家 12 代徳川宗敬氏所蔵のレコード 681 点
- エ 深作欣二コレクション(中央図書館)
雑誌・図書類 約 4,000 点, LD・ビデオ・CD 類 約 300 点
- オ 江原忠昭コレクション(中央図書館) 中世佐竹氏関係史料等 7,000 点
- カ 大岡昇平コレクション(東部図書館)
大岡昇平氏所蔵レコード 876 点, カセット 3 点, 図書 195 冊
- キ 佐川文庫(西部図書館) 故佐川一信元市長所蔵の図書・雑誌 4,726 冊

(4) 視聴覚機材, 教材

ア 視聴覚機材

区 分	中央	東部	西部	見和	常澄	内原	合 計
16 ミリ映写機	8	2	-	-	-	-	10 台
8 ミリ映写機	1	-	-	-	-	-	1 台
スライド映写機	3	2	-	-	-	-	5 台
8 ミリカメラ	2	-	-	-	-	-	2 台
ポータブルビデオセット	2	-	-	-	-	-	2 台
OHP (オーバーヘッドプロジェクター)	2	-	-	-	-	-	2 台
ビデオデッキセット	7	5	1	6	-	-	19 台
ビデオプロジェクター	3	-	-	-	-	-	3 台
ラジオカセット	2	-	-	1	-	-	3 台
レコードプレイヤー	2	-	-	-	-	-	2 台
蓄 音 機	1	-	-	-	-	-	1 台
ステレオセット	2	-	-	-	-	-	2 台
CD (コンパクトディスク) プレイヤー	2	-	-	1	-	-	3 台
LD (レーザーディスク) プレイヤー	1	-	-	-	-	-	1 台
DVDプレイヤー	2	2	4	6	-	6	20 台
ワイヤレスアンプ	2	1	1	1	-	-	5 台
スクリーン	8	1	-	-	-	-	9 本
暗 幕	31	-	-	-	-	-	31 枚
紙芝居舞台	6	1	1	1	2	2	13 台

イ 視聴覚教材

区 分	中央	東部	西部	見和	常澄	内原	合 計
16 ミリフィルム	276	-	-	-	-	-	276 巻
スライドフィルム	37	-	-	-	-	-	37 組
CD (コンパクトディスク)	3,567	3,732	3,688	2,005	1,678	1,887	16,557 枚
LD (レーザーディスク)	545	-	-	-	-	-	545 枚
ビデオテープ	1,270	362	461	231	51	131	2,506 巻
レコード	1,957	-	-	-	-	-	1,957 枚
カセットテープ	193	225	6	-	-	-	424 本
CD-ROM	242	160	145	143	114	91	895 点
DVD-ROM	67	45	47	49	45	44	297 点
DVD-ビデオ	680	444	809	719	517	843	4,012 点

9 令和6年度 利用状況

(1) 入館者状況、開館日数

区 分	中 央 図 書 館	東 部 図 書 館	西 部 図 書 館	見 和 図 書 館	常 澄 図 書 館	内 原 図 書 館	合 計
入館者数（人）	93,580	199,197	125,990	244,409	47,816	87,518	798,510
開館日数（日）	291	301	173	294	293	293	

※ 西部図書館は空調設備改修工事のため、9月1日から1月31日まで休館した。

（11月15日から1月31日まで臨時窓口を開設）

(2) 登録者数

ア 個人登録

年 齢	市内	市外	計
0 歳 ～ 12 歳	10,593	234	10,827 人
13 歳 ～ 22 歳	14,752	951	15,703 人
23 歳 ～	148,151	25,158	173,309 人
合 計	173,496	26,343	199,839 人

イ 団体登録 624 団体

(3) 図書館資料の利用状況

館 別 内 訳	中 央 図 書 館	東 部 図 書 館	西 部 図 書 館	見 和 図 書 館	常 澄 図 書 館	内 原 図 書 館	合 計
一 般 書	66,566	130,115	69,353	188,875	34,799	59,586	549,294 冊
児 童 書	40,643	131,835	58,111	147,787	38,808	71,920	489,104 冊
小 計	107,209	261,950	127,464	336,662	73,607	131,506	1,038,398 冊
雑 誌	6,805	12,930	6,130	19,023	5,620	11,177	61,685 冊
紙 芝 居	507	2,771	1,178	2,126	735	1,006	8,323 組
C D 等	5,759	7,947	6,880	9,590	3,999	5,164	39,339 点
小 計	13,071	23,648	14,188	30,739	10,354	17,347	109,347 点
合 計	120,280	285,598	141,652	367,401	83,961	148,853	1,147,745 点

※郵送貸出及び市民センター図書室への貸出は、中央図書館分として集計。

(4) リクエスト処理状況

区 分 館 別	リクエスト 受付件数	{ 内インターネット 受付件数 }	リクエスト処理結果		
			提 供	提供不能	キャンセル
中央図書館	26,878 件	(24,113) 件	24,131 件	61 件	2,686 件
市民センター図書室	124 件	(-) 件	110 件	5 件	9 件
東部図書館	48,896 件	(44,598) 件	44,159 件	21 件	4,716 件
西部図書館	16,482 件	(14,528) 件	14,804 件	14 件	1,664 件
見和図書館	66,558 件	(58,604) 件	60,791 件	51 件	5,716 件
常澄図書館	8,158 件	(6,673) 件	7,735 件	4 件	419 件
内原図書館	16,347 件	(14,662) 件	14,835 件	5 件	1,507 件
合 計	183,443 件	(163,178) 件	166,565 件	161 件	16,717 件

※キャンセルには、本人の申し出による予約の取消と予約連絡後の期限切れを含む。

(5) レファレンス、複写サービス、相互貸借

区 分 館 別	レファレンス 件数	複写サービス 枚数	相互貸借点数	
			貸 出	借 用
中央図書館	3,283 件	4,754 枚	448 点	204 点
東部図書館	2,588 件	1,050 枚	274 点	257 点
西部図書館	1,231 件	664 枚	112 点	139 点
見和図書館	5,770 件	2,468 枚	330 点	787 点
常澄図書館	1,788 件	875 枚	150 点	172 点
内原図書館	734 件	976 枚	241 点	123 点
合 計	15,394 件	10,787 枚	1,555 点	1,682 点

(6) 視聴覚ライブラリー利用状況 (中央図書館内での団体利用の場合のみ)

資 料 名	件 数	利 用 点 数	利 用 人 数
16 ミリ (機材・教材)	2 件	8 点	74 人
O H P	0 件	0 点	0 人
スライド (機材・教材)	0 件	0 点	0 人
ビ デ オ	0 件	0 点	0 人
D V D	1 件	3 点	25 人
そ の 他 の 機 材	0 件	0 点	0 人
合 計	3 件	11 点	99 人

(7) 分類別貸出点数

ア 個人貸出

分 類 内 訳		0 総 記	1 哲 学	2 歴 史	3 社会科学	4 自然科学	5 技 術	6 産 業	7 芸 術
中央図書館	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊
	0～12歳	208	190	722	690	1,764	1,007	337	817
	13～22歳	47	144	318	379	308	452	71	270
	23歳～	1,674	3,586	6,774	7,391	5,929	8,506	1,922	4,730
	計	1,929	3,920	7,814	8,460	8,001	9,965	2,330	5,817
東部図書館	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊
	0～12歳	602	788	2,636	2,189	4,632	3,159	1,132	2,479
	13～22歳	150	291	925	854	794	630	198	765
	23歳～	3,102	5,388	11,348	12,380	13,280	16,286	4,375	9,624
	計	3,854	6,467	14,909	15,423	18,706	20,075	5,705	12,868
西部図書館	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊
	0～12歳	171	494	1,110	902	2,727	1,524	443	1,346
	13～22歳	55	177	188	320	326	355	68	232
	23歳～	1,303	2,228	5,048	5,793	7,102	8,948	2,407	5,591
	計	1,529	2,899	6,346	7,015	10,155	10,827	2,918	7,169
見和図書館	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊
	0～12歳	535	998	2,424	2,314	4,632	3,110	1,109	3,158
	13～22歳	195	504	802	1,209	1,391	1,194	238	1,068
	23歳～	3,104	7,827	13,751	16,130	17,353	22,656	4,887	13,164
	計	3,834	9,329	16,977	19,653	23,376	26,960	6,234	17,390
常澄図書館	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊
	0～12歳	102	218	456	410	1,303	784	237	685
	13～22歳	19	77	130	215	181	132	30	86
	23歳～	703	1,468	3,654	3,087	3,798	4,580	1,284	2,646
	計	824	1,763	4,240	3,712	5,282	5,496	1,551	3,417
内原図書館	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊
	0～12歳	316	538	1,517	988	2,906	1,655	608	1,791
	13～22歳	54	123	301	425	558	344	163	312
	23歳～	1,649	2,080	6,585	5,383	7,247	9,394	2,516	4,712
	計	2,019	2,741	8,403	6,796	10,711	11,393	3,287	6,815
合 計	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊
	0～12歳	1,934	3,226	8,865	7,493	17,964	11,239	3,866	10,276
	13～22歳	520	1,316	2,664	3,402	3,558	3,107	768	2,733
	23歳～	11,535	22,577	47,160	50,164	54,709	70,370	17,391	40,467
	合計	13,989	27,119	58,689	61,059	76,231	84,716	22,025	53,476

イ 団体貸出

(ア) 中央図書館としての貸出

分 類 貸 出 数		0 総 記	1 哲 学	2 歴 史	3 社会科学	4 自然科学	5 技 術	6 産 業	7 芸 術
団体貸出	31 団体 128 回	冊 205	冊 165	冊 346	冊 318	冊 764	冊 212	冊 137	冊 467
配本貸出	37 団体 59 回	159	154	256	310	802	431	332	413
合 計		364	319	602	628	1,566	643	469	880

(イ) 地区館としての貸出

分 類 貸 出 数		0 総 記	1 哲 学	2 歴 史	3 社会科学	4 自然科学	5 技 術	6 産 業	7 芸 術
団体貸出	10 校(小8, 特支1,義務1)	冊 18	冊 21	冊 31	冊 80	冊 130	冊 100	冊 25	冊 155

8 言 語	9 文 学	郷 土 行 政	E 絵 本	小 計	雑誌	紙芝居	視聴覚資料			合 計
							C D等	ビデオ	ROM	
冊	冊	冊	冊	冊	冊	組	点	点	点	冊
183	4,179	28	7,991	18,116	492	118	52	274	0	19,052
52	1,220	43	614	3,918	179	6	18	17	0	4,138
984	30,977	970	11,732	85,175	6,134	383	3,820	1,575	3	97,090
1,219	36,376	1,041	20,337	107,209	6,805	507	3,890	1,866	3	120,280
698	13,582	80	24,162	56,139	696	430	122	492	0	57,879
145	3,634	60	664	9,110	288	23	58	65	10	9,554
2,457	73,844	1,391	43,226	196,701	11,946	2,318	5,667	1,516	17	218,165
3,300	91,060	1,531	68,052	261,950	12,930	2,771	5,847	2,073	27	285,598
249	6,378	65	11,005	26,414	264	380	167	626	0	27,851
70	1,582	22	407	3,802	89	16	93	27	0	4,027
962	38,125	770	18,971	97,248	5,777	782	4,182	1,776	9	109,774
1,281	46,085	857	30,383	127,464	6,130	1,178	4,442	2,429	9	141,652
520	16,542	77	31,096	66,515	828	593	246	751	0	68,933
301	4,601	78	1,578	13,159	442	54	78	40	0	13,773
2,757	105,326	1,247	48,786	256,988	17,753	1,479	5,522	2,941	12	284,695
3,578	126,469	1,402	81,460	336,662	19,023	2,126	5,846	3,732	12	367,401
119	3,504	35	8,952	16,805	373	107	93	423	0	17,801
48	381	3	313	1,615	52	2	45	38	0	1,752
446	19,327	627	13,567	55,187	5,195	626	2,428	968	4	64,408
613	23,212	665	22,832	73,607	5,620	735	2,566	1,429	4	83,961
284	7,363	51	15,552	33,569	899	156	204	638	0	35,466
66	952	37	712	4,047	409	19	35	31	0	4,541
1,134	30,004	672	22,514	93,890	9,869	831	2,729	1,526	1	108,846
1,484	38,319	760	38,778	131,506	11,177	1,006	2,968	2,195	1	148,853
2,053	51,548	336	98,758	217,558	3,552	1,784	884	3,204	0	226,982
682	12,370	243	4,288	35,651	1,459	120	327	218	10	37,785
8,740	297,603	5,677	158,796	785,189	56,674	6,419	24,348	10,302	46	882,978
11,475	361,521	6,256	261,842	1,038,398	61,685	8,323	25,559	13,724	56	1,147,745

8 言 語	9 文 学	郷 土 行 政	E 絵 本	小計	雑誌	紙芝居	C D等	合 計
冊	冊	冊	冊	冊	冊	組	点	点
165	1,820	27	3,146	7,772	16	172	0	7,960
138	5,194	0	7,404	15,593	0	90	0	15,683
303	7,014	27	10,550	23,365	16	262	0	23,643

8 言 語	9 文 学	郷 土 行 政	E 絵 本	小計	雑誌	紙芝居	C D等	合 計
冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊	冊
7	162	0	348	1,077	15	0	0	1,092

(8) 館内施設使用状況

ア 中央図書館

視聴覚室	
件数	人数
68	505

イ 東部図書館

読書団体等

視聴覚室		会議室		創作室		合計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
40	429	84	504	0	0	124	933

第四中学校フリースクール

会議室		創作室		合計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数
86	479	78	610	164	1,089

ウ 西部図書館

視聴覚室		会議室		創作室		合計	
件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
8	42	1	15	26	129	35	186

展示ギャラリー	
件数	日数
1	10

エ 見和図書館

視聴覚室	
件数	人数
33	191

展示ギャラリー	
件数	日数
6	91

オ 内原図書館

視聴覚室	
件数	人数
7	1,224

展示ギャラリー	
件数	日数
2	20

(9) 年齢別個人貸出点数, 貸出人数

館 別 年 齢		中央図書館	東部図書館	西部図書館	見和図書館	常澄図書館	内原図書館	合計
0～4 歳	点数	3,583	9,626	3,477	10,252	4,016	5,409	36,363
	人数	553	1,519	540	1,586	556	782	5,536
5～9 歳	点数	10,827	32,369	16,019	39,287	9,644	20,996	129,142
	人数	2,023	5,187	2,412	6,617	1,409	3,049	20,697
10～19 歳	点数	7,318	24,059	11,612	30,645	5,523	12,765	91,922
	人数	1,659	4,897	2,216	6,290	1,035	2,378	18,475
20～29 歳	点数	3,814	6,438	4,086	10,309	1,554	4,148	30,349
	人数	1,262	1,562	1,098	2,968	325	955	8,170
30～39 歳	点数	13,372	40,073	16,697	45,604	10,485	20,198	146,429
	人数	3,310	7,328	3,051	9,175	1,742	3,462	28,068
40～49 歳	点数	21,121	52,205	24,394	63,826	15,195	27,608	204,349
	人数	5,407	11,874	5,334	14,432	3,065	6,050	46,162
50～59 歳	点数	21,688	30,030	15,563	45,015	9,041	17,156	138,493
	人数	7,256	8,709	4,641	13,643	2,478	4,731	41,458
60～69 歳	点数	16,687	32,233	18,144	46,368	11,688	14,268	139,388
	人数	5,745	10,093	5,693	16,150	3,359	4,207	45,247
70～79 歳	点数	16,153	44,252	23,022	56,876	13,359	20,187	173,849
	人数	5,571	12,935	6,803	17,194	3,342	5,626	51,471
80 歳以上	点数	5,717	14,313	8,638	19,219	3,456	6,118	57,461
	人数	1,887	4,051	2,402	5,770	795	1,842	16,747
合計	点数	120,280	285,598	141,652	367,401	83,961	148,853	1,147,745
	人数	34,673	68,155	34,190	93,825	18,106	33,082	282,031
利用者1人当りの 貸出点数		3.5	4.2	4.1	3.9	4.6	4.5	4.1
開館1日当り	点数	413	949	819	1,250	287	508	
	人数	119	226	198	319	62	113	

(10) 市民センター図書室配本状況

(令和7年3月31日現在)

名 称	配本冊数			
	一般書	児童書	(うち紙芝居)	計
新莊市民センター	1,134	2,409	30	3,543 冊
城東市民センター	1,336	1,321	30	2,657 冊
竹隈市民センター	2,527	3,266	11	5,793 冊
常磐市民センター	2,152	755	41	2,907 冊
緑岡市民センター	285	480	12	765 冊
寿市民センター	1,047	1,272	30	2,319 冊
上大野市民センター	1,132	868	25	2,000 冊
柳河市民センター	299	216	20	515 冊
渡里市民センター	427	606	20	1,033 冊
酒門市民センター	1,230	1,224	7	2,454 冊
石川市民センター	0	0	0	0 冊
飯富市民センター	255	134	0	389 冊
国田市民センター	669	737	46	1,406 冊
桜川市民センター	2,015	1,051	14	3,066 冊
上中妻市民センター	917	1,276	17	2,193 冊
山根市民センター	396	327	0	723 冊
見川市民センター	96	627	48	723 冊
千波市民センター	391	736	20	1,127 冊
双葉台市民センター	1,438	1,945	21	3,383 冊
笠原市民センター	181	1,210	29	1,391 冊
赤塚市民センター	151	579	19	730 冊
吉沢市民センター	805	1,127	11	1,932 冊
堀原市民センター	1,652	1,154	29	2,806 冊
下大野市民センター	1,470	1,573	21	3,043 冊
稲荷第二市民センター	1,228	2,080	21	3,308 冊
大場市民センター	1,279	1,366	20	2,645 冊
鯉淵市民センター	376	579	38	955 冊
妻里市民センター	715	807	40	1,522 冊
合 計 (28 か所)	25,603	29,725	620	55,328 冊

※ 石川市民センターは長寿命化改修工事のため休館した。

10 令和6年度 主な行事等開催状況

○ 中央圖書館

月 日	行 事 名	備 考
【定期お話し会】		
4月～3月	親子で絵本（市役所・市保健センターで実施 108回）	1,240人
毎月第2木曜日	ちいさい子のためのおはなし（11回）	43人
毎月第4木曜日	おはなし会（もこもこの会 12回）	59人
【イベント・講座等】		
4月3日、5月8日、 7月3日、8月7日、 9月4日、10月2日、 11月6日、12月4日、 2月5日、3月5日	おはなし広場（話音絵＝わおんかい 10回）	105人
6月15日、9月21日、 12月21日、3月15日	大人のための朗読会（4回）	93人
4月22日、5月27日、 6月24日、7月29日、 8月26日、9月30日、 10月28日、11月25日、 12月23日、1月27日、 2月17日、3月31日	絵本 de 知育おはなし会（12回）	177人
4月18日	映画会「春の戯れ」（2回）	38人
5月5日	一日図書館員	3人
5月8日	マイ兜をつくろう	6人
5月16日	映画会「海の上のピアニスト」（2回）	60人
5月22日	読み聞かせをしてみよう（水戸商業高JRC研究会主催）	17人
6月20日	映画会「モリのいる場所」（2回）	82人
6月25日	楽しい子どもの本入門（わんぱく・みと主催）	26人
6月17日	楽しい子どもの本入門（水戸ネットワーク主催）	19人
7月18日	映画会「フランケンシュタイン」（2回）	41人
7月20日	安全おはなし会	23人
7月20日～8月26日	カプセルくじ	585人
7月25日	工作教室	18人
8月14日	こども映画会「火垂るの墓」	9人
8月15日	映画会「紙屋悦子の青春」（2回）	38人
9月19日	映画会「恋多き女」（2回）	51人
10月17日	映画会「女の暦」（2回）	67人
10月30日	楽しい子どもの本入門（わんぱく・みと主催）	31人
10月31日	昆虫講演会 講師：水戸昆虫研究会会員	26人
11月5日～11月7日	リサイクル図書配布会	127人
11月21日	映画会「トップ・ハット」（2回）	33人
11月20日	楽しい子どもの本入門（水戸ネットワーク主催）	15人
11月30日	おはなし広場（話音絵＝わおんかい 市民会館）	106人
12月19日	映画会「古井戸」（2回）	34人
12月23日	こども映画会「スノーマン」	7人
1月4日	図書館おみくじ&カプセルくじ	350人
1月16日	映画会「さよなら子供たち」（2回）	34人
2月20日	映画会「タルサ」（2回）	33人
3月13日	映画会「イタリア麦の帽子」（2回）	42人
行事件数 34 件（197 回）		3,638 人

○ 東部図書館

月 日	行 事 名	備 考
【定期お話し会】		
毎月第1金曜日	ちいさい子のためのおはなし（こぐまの会 12回）	159人
毎月第1・5土曜日	読み聞かせの会（ガブの会 12回）	111人
毎月第2水・土曜日	おはなし会（四つばの会 21回）	177人
偶数月第3水曜日	おはなし会（にじいろひろば 3回）	46人
育児コンシェルジュ配置日（水・木・金曜日） （不定期）	育児コンシェルジュのミニミニおはなし会（育児コンシェルジュ87回） おはなし会（四つばの会 1回）	1,237人 40人
【イベント・講座等】		
4月10日～19日	パンケーキパンケーキ（育児コンシェルジュ共催）	70人
4月23日～5月12日	この木なんの木？（育児コンシェルジュ共催）	55人
4月27日	ブックカバー配布	30人
5月3日	春の公園観察会（ふみの会協力）	13人
5月5日	一日図書館員	4人
5月5日	親子上映会「がんばれ！ルルロロ しあわせのおやつ」	5人
5月8日～17日	ボールのなかみはなに？（育児コンシェルジュ共催）	70人
6月12日～14日	勝負！（育児コンシェルジュ共催）	70人
7月7日	保育ユニット たかのぶおにいさん 音楽コンサート 2024（保育ユニット「たまびよ」協力）	29人
7月10日～23日	なつ…なのに？なつ…だけど！（育児コンシェルジュ共催）	70人
7月21日、8月18日	平和に関する展示とお話し会（次世代に伝えたい朗読と紙芝居 オリーブ協力）（2回）	20人
7月26日、8月9日	親子de調べる学習ワークショップ（2回）	4人
7月28日	見つけよう！調べる学習の“タネ”「私たちの近くにもあった!?お城のナゾを調べよう！～吉田城の巻～」講師：市立博物館学芸員	13人
8月17日	にじいろひろば夏祭り！Yサポもワッショイ！！（にじいろひろば・YAサポーター協力）	21人
9月11日～20日	モグモグのもり～すきなたべものなあに？～（育児コンシェルジュ共催）	70人
9月29日	YAサポーターといっしょ！毛糸でおはなのアクセサリをつくらう（YAサポーター協力）	7人
10月9日～18日	うさぎがぴよーん☆（育児コンシェルジュ共催）	120人
10月12日	朗読会「日・中・韓 平和絵本を読む」（てつさちことお話しの会協力）	26人
10月27日～11月9日	東部図書館まつり ①リサイクル配布会 ②感謝くじ抽選会 ③東部図書館オリジナルグッズプレゼント！（2回） ④絵本のチカラ Part1（にじいろひろば協力） ⑤コンシェルジュとぬりぬり（育児コンシェルジュ共催） ⑥ジャズと歌謡曲午後のひととき（ジャズバンドコンサート）（エムズ・ラテン・ジャズ・バンド協力） ⑦公園観察会（ふみの会協力） ⑧親子上映会 ⑨東部レイトショー「はやぶさ2の記録」 ⑩絵本のチカラ Part2 ⑪工作教室とカーテンシアター（四つばの会協力）	計626人 63人 300人 40人 3人 60人 84人 10人 3人 5人 5人 53人
11月4日	YAサポーターのおはなし会（YAサポーター協力）	12人
11月13日～22日	おおきいあきをみつけよう！（育児コンシェルジュ共催）	70人
12月1日	朗読会 語り継いでいこう未来へ（次世代に伝えたい朗読と紙芝居 オリーブ協力）	43人
12月11日～20日	12月といえば、クリ…ひろい!?（育児コンシェルジュ共催）	120人
12月15日～22日	クリスマス大作戦～本で出会う新たな世界～（市立第四中学校共催）	260人
12月21日	保育ユニットたまびよ と りいちゃんの音楽コンサート（保育ユニット「たまびよ」協力）	6人

12月22日	YA サポーターによる演奏会 (YA サポーター・県立水戸第一高等学校吹奏楽部協力)	45人
12月25日	にじいろひろばスペシャル-12月といえば、クリスマス！Let's party☆- (にじいろひろば・YA サポーター協力)	20人
1月4日	新春カレンダープレゼント	15人
1月8日～17日	みっつのゴロリン (育児コンシェルジュ共催)	70人
2月2日	新春寄席 (茨城大学落語研究会共催)	30人
2月12日～21日	ヨーヨーだヨー！ (育児コンシェルジュ共催)	80人
2月16日	YA サポーターといっしょ！モールで手のひらわんちゃんをつくろう！ (YA サポーター協力)	3人
3月12日～21日	ひょっこりじまへLet's Go! (育児コンシェルジュ共催)	70人
3月19日	YA サポーターによるおはなし会 (育児コンシェルジュ共催) (YA サポーター協力)	2人
3月26日	YA サポーターによるおはなし会 (育児コンシェルジュ共催) (YA サポーター協力)	26人
3月30日	大岡昇平コレクション・レコードコンサート (水戸芸術館出前講座)	24人
行事件数 52 件 (185 回)		3,989 人

○ 西部図書館

月 日	行 事 名	備 考
【定期お話し会】		
毎月第2土曜日	おはなし会 (ふくの会 7回)	101人
毎月第3金曜日	ちいさい子のためのおはなし (図書館スタッフ 7回)	60人
毎月第3土曜日	すばなし会 (すばなしの会みみずく 5回)	73人
毎月第4土曜日	おはなし会 (おはなし会たんぽぽ 5回)	48人
(不定期)	おはなし会スペシャル (おはなし会たんぽぽ 1回)	21人
【イベント・講座等】		
毎月第2・4土曜日	シルバーリハビリ体操教室 (高齢福祉課共催) (14回)	357人
毎月第3水曜日	ちょこっとクラフトの会 (仮) (育児コンシェルジュ共催) (7回)	194人
4月23日～6月2日	えほん de クイズ	176人
4月24日～5月5日	せいぶさがしものイベント (春) 「がっこうへいこう！もちものなあに？」	50人
5月5日	一日図書館員	4人
5月3日～11日	おたのしみ図書パック	62人
6月18日～7月7日	難問クイズ！えいごをさがせ！	70人
6月23日, 30日, 7月7日	終活セミナー「知っておきたい相続のはなし」 (3回)	65人
7月7日	みつけよう！調べる学習の“タネ”「こども天体教室」講師：市少年自然の家職員	36人
7月13日～28日	難問クイズ！漢字をつくろう！	70人
7月21日, 8月11日	親子 de 調べる学習ワークショップ (2回)	10人
7月25日～8月12日	ひもくじ屋	100人
7月28日	保育ユニット たかのぶおにいさん 音楽コンサート 2024 (保育ユニット「たまびよ」協力)	26人
8月3日	夏休み工作教室「海をつくろう！」	12人
8月4日	夜の図書館	20人
8月4日～9日	西部こどもクイズ「なつのクイズちゃれんじ」	54人
8月17日, 18日, 20日	「絵本プロジェクト」絵本読み聞かせ会 (3回) (常磐大学総合政策学部小関ゼミ共催)	25人
8月18日	ちょこっとクラフトの会 (仮) スペシャル「よく回るコマ&シースルーバッグ」	26人
11月24日	第27回石川かぼちゃまつり出店 (リサイクル配布) (市立石川小学校)	32人
3月9日～22日	クイズ日本昔ばなし	53人
3月22日～4月13日	春の読書チャレンジ	50人
行事件数 26 件 (70 回)		1,795 人

○ 見和図書館

月 日	行 事 名	備 考
【定期お話し会】		
毎月第1水曜日	おはなし会（めぐみ幼稚園 10回）	233 人
毎月第1土曜日	おはなし会（おはなしばこ 9回）	79 人
毎月第2日曜日	おはなし会（朗読さざなみの会 12回）	72 人
毎月第2土曜日	おはなし会（魔法のランプ 12回）	112 人
毎月第3日曜日	おはなし会（わんにゃんおはなし会 12回）	189 人
毎月第3月曜日	おはなし会（こどものたまり場 12回）	104 人
毎月第3土曜日	おはなし会（ガブの会 12回）	78 人
毎月第4月曜日	おはなし会（朗読ボランティアコスモス 11回）	48 人
10月～1月（不定期） 土・日曜日 （不定期）	常磐短期大学保育学科の学生によるおはなし会（13回） おはなし会（みわっこ☆おはなし会 図書館スタッフ 3回）	239 人 27 人
【イベント・講座等】		
4月23日～5月12日	図書館で〇〇あつめ～みんなで本の展示コーナーを作ろう！	21 人
5月13日～5月30日	育児コンシェルジュとことばであ・そ・ぼ！（育児コンシェルジュ共催）	84 人
5月5日	一日図書館員	4 人
7月20日～9月1日	調べる学習クイズラリー	228 人
7月21日，8月11日	親子 de 調べる学習ワークショップ（2回）	24 人
7月22日～8月22日	みわとしゃかんでなつまつり！（育児コンシェルジュ共催）	200 人
8月3日	みつけよう！調べる学習の“タネ”「水戸の自然と守るべき生き物」講師：県環境アドバイザー	21 人
8月3日～31日	ようかいみーつけ！	412 人
8月18日	調べる学習個別相談会	4 人
8月24日	見和・見川商店会夏祭り出店 ①くじびき ②うちわ作り ③大型絵本読み聞かせ（4回）	150 人 60 人 40 人
8月26日，27日，29日	みわとしゃかんでなつまつり！ 育児コンシェルジュのスペシャルおはなしかい	58 人
8月31日～10月14日	あなたの本棚、シェアさせてください！-Returns-	14 人
9月21日	【SDGs 工作会】レシート芯でミニ万華鏡を作ろう！	13 人
9月22日	動物愛護週間 映画上映会「ノー・ヴォイス 捨てられる命ゼロを目指して！」（市動物愛護センター共催）	25 人
10月26日～11月30日	本当のタイトルはなあ～に？	116 人
10月27日～11月9日	水戸の歴史クイズ	26 人
11月2日	クラシック音楽へのお誘い（水戸芸術館出前講座）	13 人
11月28日，12月12日	【ビジネス支援連携事業】創業相談窓口「出張ワグテイル」でのビジネス情報探索講座（2回）	6 人
12月1日	見川中学校吹奏楽部ミニコンサート（市立見川中学校共催）	150 人
12月8日	【SDGs 工作会】スノードームを作ろう	13 人
12月21日	常磐短期大学幼児教育保育科 学生による クリスマスおはなし会（常磐短期大学幼児教育保育科共催）	39 人
1月11日	通りすがりの工作会「ここまでよんだよ！しおり」をつくろう（YA サポーター協力）	14 人
2月1日～27日	あつまれ！みわっこ✿（はな）咲かせ隊！（育児コンシェルジュ共催）	70 人
2月8日	第5回歴史講座「水戸市立図書館デジタルアーカイブで見る水戸の水道の歴史」（県立歴史館）講師：市上下水道局水道部水道総務課課長補佐	40 人
2月22日	第4回 見和地区の昔と今の話を聞く会（見和・見川商店会協力）	23 人
3月20日	リサイクル配布会（会場配布）	135 人
3月22日～26日	リサイクル配布会（カウンター前配布）	193 人
3月23日	図書館 BIG カルタでめざせとしゃかんマスター！	3 人
	行事件数 40 件（141 回）	3,380 人

○ 常澄図書館

月 日	行 事 名	備 考
【定期お話し会】		
毎月第2・3日曜日	おはなしかい（こいさんのおはなしかい 23回）	123 人
毎月第4日曜日	おはなしのじかん（図書館スタッフ 12回）	95 人
奇数月第4火曜日	おはなしかい（にじいろひろば 5回）	48 人
（不定期）	民話おはなし会（すばなし 4回）	18 人
【イベント・講座等】		
毎月第2月曜日	やってみようよ！えほんとうさく（育児コンシェルジュ共催）（11回）	117 人
毎月第4月曜日 （10～1月）	ちょこっとクラフトの会（仮）in 常澄（育児コンシェルジュ共催）（4回）	22 人
4月23日～5月16日	どくしょ★スタンプラリー	74 人
5月5日	一日図書館員	3 人
6月1日～30日	ポプラディア★チャレンジ	22 人
6月16日	牛乳パックで野菜をつくろう！	14 人
7月6日～31日	あなたの推し本教えてください	132 人
7月20日、8月10日	親子de調べる学習ワークショップ（2回）	6 人
7月27日	見つけよう！調べる学習の“タネ”「みちかな遺跡のひみつを探れ！～巨人と貝塚～」講師：市埋蔵文化財センター職員	9 人
7月28日	夏休み★スノードーム工作（こいさんのおはなしかい協力）	8 人
8月3日～9月1日	ようかいどこだ？！	67 人
8月11日、25日	調べる学習個別相談会（2回）	4 人
8月18日	こども向けこわいおはなしかい（こいさんのおはなしかい協力）	14 人
8月24日	図書館スタッフによる大人向けの本当にこわいおはなしかい	8 人
9月16日	つねずみ子ども上映会「レオ・レオニ 5つの名作集」	3 人
9月23日	子どもカウンター体験	8 人
10月13日	鉄道模型運転会	40 人
10月20日	ハロウィンおはなし会	9 人
10月27日～11月10日	秋の読書週間 感謝くじ	180 人
10月28日	大人のためのちょっとぜいたく「絵本時間」第2回（育児コンシェルジュ共催）	10 人
11月17日	稲荷第一市民センターまつり出店（リサイクル配布会）	75 人
11月23日	どんぐり工作教室	7 人
11月24日	バリアフリー映画会「老後の資金がありません！」	10 人
11月30日～12月25日	サンタ探し絵 サンタさんたくさん！！	39 人
12月15日	クリスマスおはなし会（こいさんのおはなしかい協力）	3 人
12月22日	ヘルマンハーブクリスマスコンサート（ヘルマンハーブ教室 チュトワイエ協力）	24 人
12月22日	YA サポーターのおはなし会（YA サポーター協力）	14 人
1月4日～11日	わくわく！本の福袋	30 人
1月18日	郷土史講座「城からみた常澄周辺の中世」（いきいき出前講座）	25 人
1月25日	いろんなことばで！おはなしかい with にじいろひろば（にじいろひろば協力）	13 人
2月9日	ぬいぐるみおとまりかい	12 人
2月15日	親子で学ぼう！いばらき（つねずみ）の食と農～体験しよう！ 農産物～ 講師：JA 茨城県中央会 2名	17 人
3月10日	自宅と実家をかたづけたい講座 講師：実家片づけアドバイザー	35 人
行事件数 37 件（92 回）		1,338 人

○ 内原図書館

月 日	行 事 名	備 考
【定期お話し会】		
毎月第2日曜日	おはなし会（おはなしの会どんぐり 11回）	100 人
毎月第2土曜日	夕暮れおはなし会（話音絵＝わおんかい 9回）	71 人

毎月第3水曜日	おはなし会（話音絵＝わおんかい 8回）	55 人
毎月第3木曜日	ちいさい子のためのおはなし（図書館スタッフ 12回）	80 人
奇数月第3土曜日	おはなし会（朗読の会「こだま」 5回）	46 人
（不定期）月曜日	放課後子ども教室ブックトーク（図書館スタッフ 8回）	224 人
（不定期）月曜日	大人のためのお話し会（朗読の会「こだま」 1回）	65 人
（不定期）水曜日	夏のスペシャルおはなし会・クリスマスおはなし会・おさんぽ おはなし会（話音絵＝わおんかい 3回）	58 人
【イベント・講座等】		
6月15日，9月29日	うちとしょい～ばしょ（内原高齢者支援センター共催）（4回）	21 人
12月15日，2月15日	きみは名探偵！	117 人
4月20日～5月9日	大人のための映画会「綾小路きみまろ超特選！爆笑ライブベストセレクション」	23 人
4月22日	子ども映画会「くまのアーネストおじさんとセレスティース」 より2作品＋折り紙教室	3 人
4月27日	一日図書館員	4 人
5月5日	大人のための映画会「カモンカモン」	13 人
5月27日	SDGs クイズ	55 人
6月1日～23日	大人のための映画会「猫忍」	12 人
6月24日	見つけよう！調べる学習の“タネ”「雲や風で天気を知ろう」講師：いばらきスクールサポート	31 人
7月14日	ウチハラ夏の本まつり第2弾！！	752 人
7月20日～9月1日	親子 de 調べる学習ワークショップ（2回）	4 人
7月21日，8月11日	大人のための映画会「スワンソング」	14 人
7月22日	夏休み工作教室「本の帯で風鈴を作ろう 身近で取り組む SDGs」	11 人
8月18日	大人のための映画会「「プロフェッショナル」かこさとし 最後の記録」	11 人
8月26日	医療講座「がん診療（診断・治療・緩和ケア）について」 講師：県立中央病院消化器内科医師	5 人
9月21日	大人のための映画会「WORTH 命の値段」	12 人
9月23日	子ども映画会「おしりたんてい コズミックフロントうちゅうのおおどろぼう」＋折り紙教室	12 人
9月28日	大人のための映画会「すばらしき世界」	15 人
10月21日	おはなしフェスティバル（おはなしの会どんぐり，朗読の会こだま，つばさ保育園，話音絵＝わおんかい協力）	182 人
10月26日	挑戦！お寿司クイズ！	117 人
10月27日～11月10日	オカリーナミニコンサート（エコーレ・カンターレ協力）	23 人
10月30日	大人のための映画会「唐人街探偵 NEW YORK MISSION」	13 人
11月25日	江戸時代の女子旅（茨城県立歴史館出前講座）	17 人
12月8日	冬の工作教室「クリスマスのベルをつくろう！」	9 人
12月15日	大人のための映画会「プロフェッショナル 猫を知れば、世界が変わる」	9 人
12月23日	福本袋	26 人
1月4日～1月7日	ひもくじ屋	64 人
1月11日～13日	大人のための映画会「ゴヤの名画と優しい泥棒」	22 人
1月27日	色イロ探そう（育児コンシェルジュ共催）	51 人
2月4日～27日	ぬいぐるみおとまり会	5 人
2月16日	大人のための映画会「運慶と快慶 乱世がうんだ美の革命」	15 人
2月24日	食善く講座（いきいき出前講座）	13 人
2月27日	うちとしょ 春の文庫本まつり	135 点 展示
3月1日～15日		
3月22日	こども映画会「おしりたんてい さらば愛しき相棒（おしり）よ」	12 人
3月24日	大人のための映画会「わたしはダフネ」	14 人
行事件数 43 件（96 回）		2,406 人

○ 総計

行事件数 232 件（781 回） 16,546 人

11 令和6年度 よく読まれた本

【全館共通・一般書の部門】

順位	利用回数	書名	著者名	出版社名	出版年	所蔵数
1	247	白鳥とコウモリ	東野 圭吾	幻冬舎	2021	12
2	211	希望の糸	東野 圭吾	講談社	2019	10
3	185	透明な螺旋	東野 圭吾	文藝春秋	2021	9
4	181	汝、星のごとく	風良 ゆう	講談社	2022	10
5	177	クスノキの番人	東野 圭吾	実業之日本社	2020	9
6	169	成瀬は天下を取りにいく	宮島 未奈	新潮社	2023	9
7	166	52 ヘルツのクジラたち	町田 そのこ	中央公論新社	2020	12
8	163	一夜	今野 敏	新潮社	2024	7
9	162	あなたが誰かを殺した	東野 圭吾	講談社	2023	8
10	160	成瀬は信じた道をいく	宮島 未奈	新潮社	2024	9
11	157	街とその不確かな壁	村上 春樹	新潮社	2023	9
12	154	俺たちの箱根駅伝 下	池井戸 潤	文藝春秋	2024	9
13	151	ブラック・ショーマンと名もなき町の殺人	東野 圭吾	光文社	2020	8
14	150	スピノザの診察室	夏川 草介	水鈴社	2023	8
15	148	俺たちの箱根駅伝 上	池井戸 潤	文藝春秋	2024	9
15	148	黄色い家	川上 未映子	中央公論新社	2023	9
17	147	有罪、とAIは告げた	中山 七里	小学館	2024	7
18	146	風に立つ	柚月 裕子	中央公論新社	2024	7
19	144	ブラック・ショーマンと覚醒する女たち	東野 圭吾	光文社	2024	7
20	141	傲慢と善良	辻村 深月	朝日新聞出版	2019	8
20	141	審議官	今野 敏	新潮社	2023	6
22	139	図書館のお夜食	原田 ひ香	ポプラ社	2023	7
22	139	人間標本	湊 かなえ	KADOKAWA	2023	8
22	139	マスカレード・ゲーム	東野 圭吾	集英社	2022	9
25	138	水車小屋のネネ	津村 記久子	毎日新聞出版	2023	7
26	137	八月の御所グラウンド	万城目 学	文藝春秋	2023	8
27	133	教誨	柚月 裕子	小学館	2022	7
28	131	クスノキの女神	東野 圭吾	実業之日本社	2024	8
28	131	ハヤブサ消防団	池井戸 潤	集英社	2022	8
30	130	喫茶おじさん	原田 ひ香	小学館	2023	6
30	130	沈黙のパレード	東野 圭吾	文藝春秋	2018	11
30	130	定食屋「雑」	原田 ひ香	双葉社	2024	7
33	126	spring	恩田 陸	筑摩書房	2024	7
33	126	ツミデミック	一穂 ミチ	光文社	2023	8
35	125	この夏の星を見る	辻村 深月	KADOKAWA	2023	8
35	125	窓ぎわのトットちゃん 続	黒柳 徹子	講談社	2023	7
37	124	くもをさがす	西 加奈子	河出書房新社	2023	7
37	124	星を編む	風良 ゆう	講談社	2023	7
37	124	魔女と過ごした七日間	東野 圭吾	KADOKAWA	2023	7
37	124	リカバリー・カバヒコ	青山 美智子	光文社	2023	6
41	122	青瓜不動	宮部 みゆき	KADOKAWA	2023	7
41	122	777	伊坂 幸太郎	KADOKAWA	2023	7
43	121	同志少女よ、敵を撃て	逢坂 冬馬	早川書房	2021	10
44	120	板上に咲く	原田 マハ	幻冬舎	2024	7
45	119	椿ノ恋文	小川 糸	幻冬舎	2023	6
46	118	流浪の月	風良 ゆう	東京創元社	2019	10
47	117	魔力の胎動	東野 圭吾	KADOKAWA	2018	7
48	116	シャーロック・ホームズの凱旋	森見 登美彦	中央公論新社	2024	7
48	116	素敵な日本人	東野 圭吾	光文社	2017	6
48	116	ぼんぼん彩句	宮部 みゆき	角川文化振興財団	2023	6

【全館共通・児童書の部門】

順位	利用回数	書名	著者名	出版社名	出版年	所蔵数
1	185	大ピンチずかん [1]	鈴木 のりたけ	小学館	2022	11
2	179	アザラシのアニュー	あずみ虫	童心社	2023	14
3	172	パンどろぼう	柴田 ケイコ	KADOKAWA	2020	9
4	168	給食室のいちにち	大塚 菜生	少年写真新聞社	2022	13
4	168	どうやってできるの?チョコレート		ひさかたチャイルド	2023	14
6	165	パンどろぼうとほっかほっカー	柴田 ケイコ	KADOKAWA	2023	9
7	159	パンどろぼう おにぎりぼうやのたびだち	柴田 ケイコ	KADOKAWA	2022	9
8	157	大ピンチずかん 2	鈴木 のりたけ	小学館	2023	8
8	157	パンどろぼう vs にせパンどろぼう	柴田 ケイコ	KADOKAWA	2021	9
10	156	パンどろぼうとなぞのフランスパン	柴田 ケイコ	KADOKAWA	2021	9
11	153	ノラネコぐんだんラーメンやさん	工藤 ノリコ	白泉社	2021	8
12	150	テーマパークのおばけずかん	斉藤 洋	講談社	2023	8
13	149	ノラネコぐんだんぺこぺこキャンプ	工藤 ノリコ	白泉社	2023	8
14	148	ノラネコぐんだんうみのたび	工藤 ノリコ	白泉社	2022	8
15	147	ぬまの 100 かいだてのいえ	いわい としお	偕成社	2023	9
16	143	おしりたんてい プブックきたおべんとうのなぞ!	トロル	ポプラ社	2014	10
17	142	ノラネコぐんだんアイスのくに	工藤 ノリコ	白泉社	2017	8
18	138	うみの 100 かいだてのいえ	いわい としお	偕成社	2014	9
18	138	おすしがあるひたびにでた	田中 達也	白泉社	2024	8
18	138	ノラネコぐんだんパンこうじょう	工藤 ノリコ	白泉社	2012	8
21	136	もりの 100 かいだてのいえ	いわい としお	偕成社	2021	9
22	132	ざんねんないきもの事典 まだまだ	今泉 忠明	高橋書店	2024	10
22	132	ノラネコぐんだん おすしやさん	工藤 ノリコ	白泉社	2015	8
24	131	おしりたんてい プブックおどろぼうあらわる!	トロル	ポプラ社	2015	9
24	131	だるまさんが	かがくい ひろし	ブロンズ新社	2008	11
26	130	ノラネコぐんだんケーキをたべる	工藤 ノリコ	白泉社	2020	8
27	129	ノラネコぐんだんカレーライス	工藤 ノリコ	白泉社	2019	8
28	128	レストランのおばけずかん むげんナポリタン	斉藤 洋	講談社	2024	8
29	126	アンパンマンとひかるゆき	やなせ たかし	フレーベル館	2023	8
29	126	いちねんじゅうおばけずかん ハロウィンかぼちゃん	斉藤 洋	講談社	2022	8
29	126	うちのピーマン	川之上 英子	アリス館	2024	8
29	126	ノラネコぐんだんきしゃぼっぽ	工藤 ノリコ	白泉社	2014	8
33	125	おすしやさんにいらっしやい!	おかだ だいすけ	岩崎書店	2021	13
33	125	がっこうのおばけずかん げたげたばこ	斉藤 洋	講談社	2022	8
35	124	ちか 100 かいだてのいえ	いわい としお	偕成社	2009	10
35	124	ノラネコぐんだん おばけのやま	工藤 ノリコ	白泉社	2018	8
37	123	がっこうのおばけずかん おばけいいんかい	斉藤 洋	講談社	2021	8
37	123	りょうこうのおばけずかん おみやげじいさん	斉藤 洋	講談社	2023	8
39	121	もうじきたべられるぼく	はせがわ ゆうじ	中央公論新社	2022	7
39	121	レストランのおばけずかん ふらふらフラッペ	斉藤 洋	講談社	2020	8
41	120	おしりたんてい みはらしそうのかいじけん	トロル	ポプラ社	2018	7
41	120	おちびさんじゃないよ	マヤ・マイヤーズ	イマジネーション・プラス	2023	14
41	120	かいけつゾロリノシシいきなり王さまになる!	原 ゆたか	ポプラ社	2023	8
41	120	がっこうのおばけずかん おちこくさま	斉藤 洋	講談社	2023	8
41	120	だいたいののおばけずかん ゴーストタワー	斉藤 洋	講談社	2021	8
41	120	どうぶつのおばけずかん ばけねこ	斉藤 洋	講談社	2016	9
41	120	まちのおばけずかん マンホールマン	斉藤 洋	講談社	2020	8
48	119	えんそくのおばけずかん おいてけバスカイド	斉藤 洋	講談社	2020	8
48	119	おしりたんてい あやうしたんていじむしょ	トロル	ポプラ社	2018	10
48	119	おしりたんてい おしりたんていのこい!?	トロル	ポプラ社	2020	8
48	119	ノラネコぐんだん そらをとぶ	工藤 ノリコ	白泉社	2016	8

12 年度別指標

年 度 指 標	平 成 29 年度	平 成 30 年度	令 和 元年度	令 和 2 年度	令 和 3 年度	令 和 4 年度	令 和 5 年度	令 和 6 年度
人口 1 人当り貸出点数	4.60 点	5.07 点	4.71 点	4.32 点	4.44 点	4.61 点	4.52 点	4.30 点
$\frac{\text{貸出点数(点)}}{\text{人口(人)}}$	$\frac{1,242,420}{270,376}$	$\frac{1,368,078}{269,925}$	$\frac{1,269,711}{269,596}$	$\frac{1,161,816}{269,015}$	$\frac{1,194,970}{268,869}$	$\frac{1,243,922}{269,654}$	$\frac{1,213,283}{268,389}$	$\frac{1,147,745}{267,095}$
登録率	63.4%	65.1%	66.6%	68.0%	69.4%	70.9%	73.3%	74.8%
$\frac{\text{登録者数(人)}}{\text{人口(人)}}$	$\frac{171,364}{270,376}$	$\frac{175,775}{269,925}$	$\frac{179,648}{269,596}$	$\frac{182,964}{269,015}$	$\frac{186,714}{268,869}$	$\frac{191,135}{269,654}$	$\frac{195,753}{268,389}$	$\frac{199,769}{267,095}$
登録者 1 人当り貸出点数	7.25 点	7.78 点	7.07 点	6.35 点	6.40 点	6.51 点	6.17 点	5.75 点
$\frac{\text{貸出点数(点)}}{\text{登録者数(人)}}$	$\frac{1,242,420}{171,364}$	$\frac{1,368,078}{175,775}$	$\frac{1,269,711}{179,648}$	$\frac{1,161,816}{182,964}$	$\frac{1,194,970}{186,714}$	$\frac{1,243,922}{191,135}$	$\frac{1,213,283}{195,753}$	$\frac{1,147,745}{199,769}$
人口 1 人当り年間購入・寄贈冊数	0.10 冊	0.09 冊	0.09 冊	0.07 冊	0.09 冊	0.09 冊	0.08 冊	0.11 冊
$\frac{\text{年間購入・寄贈数(冊)}}{\text{人口(人)}}$	$\frac{26,898}{270,376}$	$\frac{24,925}{269,925}$	$\frac{23,916}{269,596}$	$\frac{18,193}{269,015}$	$\frac{23,165}{268,869}$	$\frac{23,274}{269,654}$	$\frac{22,284}{268,389}$	$\frac{28,578}{267,095}$
人口 1 人当り蔵書数	3.64 冊	3.67 冊	3.66 冊	3.65 冊	3.68 冊	3.71 冊	3.75 冊	3.77 冊
$\frac{\text{蔵書数(冊)}}{\text{人口(人)}}$	$\frac{983,589}{270,376}$	$\frac{990,303}{269,925}$	$\frac{986,491}{269,596}$	$\frac{981,054}{269,015}$	$\frac{990,039}{268,869}$	$\frac{1,000,625}{269,654}$	$\frac{1,006,835}{268,389}$	$\frac{1,007,345}{267,095}$
市予算にしめる図書館費	0.55%	0.40%	0.40%	0.42%	0.43%	0.42%	0.46%	0.53%
$\frac{\text{図書館費(千円)}}{\text{市予算(一般)(千円)}}$	$\frac{693,397}{124,996,000}$	$\frac{522,343}{130,013,000}$	$\frac{507,238}{127,919,000}$	$\frac{508,481}{121,706,000}$	$\frac{514,009}{118,510,000}$	$\frac{525,074}{124,472,000}$	$\frac{546,702}{117,470,000}$	$\frac{632,695}{119,825,000}$
人口 1 人当り図書館費	2,564 円	1,935 円	1,881 円	1,890 円	1,912 円	1,947 円	2,036 円	2,369 円
$\frac{\text{図書館費(千円)}}{\text{人口(人)}}$	$\frac{693,397}{270,376}$	$\frac{522,343}{269,925}$	$\frac{507,238}{269,596}$	$\frac{508,481}{269,015}$	$\frac{514,009}{268,869}$	$\frac{525,074}{269,654}$	$\frac{546,702}{268,389}$	$\frac{632,695}{267,095}$
人口 1 人当り図書購入費	151 円	152 円	152 円	151 円	153 円	151 円	151 円	151 円
$\frac{\text{図書購入費(千円)}}{\text{人口(人)}}$	$\frac{40,803}{270,376}$	$\frac{41,049}{269,925}$	$\frac{40,893}{269,596}$	$\frac{40,656}{269,015}$	$\frac{41,031}{268,869}$	$\frac{40,791}{269,654}$	$\frac{40,656}{268,389}$	$\frac{40,399}{267,095}$
1 冊当り図書購入価格	1,836 円	1,810 円	1,885 円	2,547 円	1,965 円	1,923 円	2,007 円	2,041 円
$\frac{\text{図書購入費(千円)}}{\text{購入冊数(冊)}}$	$\frac{40,803}{22,226}$	$\frac{41,049}{22,683}$	$\frac{40,893}{21,698}$	$\frac{40,656}{15,965}$	$\frac{41,031}{20,876}$	$\frac{40,791}{21,212}$	$\frac{40,656}{20,257}$	$\frac{40,399}{19,790}$
行政効果	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
$\frac{\text{図書購入費}}{\text{購入冊数}} \times \text{貸出点数-図書館費}$	1,587,466	1,953,442	1,885,715	2,450,165	1,834,660	1,867,007	1,888,369	1,710,294

※人口は、各年度の 4 月 1 日現在の常住人口数。

※図書館費には、建設事業費を含んでいない。

資

料

1 水戸市立図書館条例

昭和55年 3 月28日

水戸市条例第20号

改正 昭和63年12月22日条例第40号

平成 4 年 3 月25日条例第20号

平成 4 年 9 月22日条例第27号

平成17年12月27日条例第85号

平成20年 3 月25日条例第15号

平成22年 3 月24日条例第20号

平成24年 3 月28日条例第14号

平成27年 7 月 6 日条例第36号

平成29年12月26日条例第30号

注 平成17年12月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第 1 条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、水戸市立図書館（以下「図書館」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館を次の表のとおり設置する。

名称	位置
水戸市立中央図書館	水戸市大町 3 丁目 3 番20号
水戸市立東部図書館	水戸市元吉田町1973番地の27
水戸市立西部図書館	水戸市堀町2311番地の 1
水戸市立見和図書館	水戸市見和 2 丁目500番地の 2
水戸市立常澄図書館	水戸市大串町2134番地
水戸市立内原図書館	水戸市内原町1497番地の16

(平17条例85・平20条例15・平22条例20・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 3 条 水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に図書館（水戸市立中央図書館を除く。次条及び第 5 条第 3 項において同じ。）の管理を行わせるものとする。

(平27条例36・全改・一部改正)

(指定管理者が行う業務)

第 4 条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 法第 3 条第 1 号に規定する図書館資料の整理、保存及び提供に関すること。

- (2) 図書館の事業の企画運営に関すること。
- (3) 図書館の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が図書館の管理上必要があると認めること。

(平27条例36・追加)

(開館時間及び休日)

第5条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後8時までとする。

2 図書館の休日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 金曜日（水戸市立東部図書館及び水戸市立西部図書館にあつては、月曜日）及び毎月（11月を除く。）の第1木曜日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 1年度につき14日を超えない範囲で教育委員会が別に定める日

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会が特に必要があると認めるときは、図書館の開館時間及び休日を変更するものとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、教育委員会は、特に必要があると認めるときは、水戸市立中央図書館の開館時間及び休日を変更することができる。

(平27条例36・追加・一部改正、平29条例30・一部改正)

(使用に許可が必要な施設の名称等)

第6条 市内の読書団体その他教育委員会が適当と認めるもの（以下「読書団体等」という。）は、次の表に掲げる図書館内の施設（以下「館内施設」という。）を使用することができる。

図書館の名称	館内施設の名称
水戸市立中央図書館	視聴覚室
水戸市立東部図書館	視聴覚室，創作室，会議室
水戸市立西部図書館	視聴覚室，創作室，会議室
水戸市立見和図書館	視聴覚室
水戸市立内原図書館	視聴覚室

2 館内施設（水戸市立中央図書館の館内施設を除く。）を使用することができる時間は、前条第1項の規定にかかわらず、午前9時30分から午後10時までとする。

(平27条例36・追加)

(使用の許可)

第7条 館内施設を使用しようとする読書団体等は、使用予定日の3日前までに教育委員会規則で定めるところにより指定管理者（水戸市立中央図書館の館内施設にあつては、教育委員会。次条、第10条及び第11条第2項において同じ。）の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

(平27条例36・追加・一部改正)

(使用の不許可)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、館内施設の使用を許可しないことが

できる。

(1) 図書館の運営上特に支障があると認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、館内施設の使用を不相当と認めるとき。

(平27条例36・追加)

(権利譲渡の禁止)

第9条 第7条の規定により使用の許可を受けた読書団体等（以下「使用団体」という。）は、許可を受けた目的以外に館内施設を使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平27条例36・追加)

(使用の許可の取消し等)

第10条 指定管理者は、使用団体が第8条各号のいずれかに該当する場合は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用団体に損害が生ずることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(平27条例36・追加)

(原状回復等)

第11条 使用団体は、館内施設の使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

2 使用団体が前項の規定による義務を履行しないときは、指定管理者において自らこれを執行し、その費用を使用団体から徴収する。

(平27条例36・追加)

(損害賠償等)

第12条 入館者は、図書館の施設、設備又は図書館資料を損傷し、又は滅失したときは、速やかに原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平27条例36・旧第4条繰下)

(図書館協議会)

第13条 法第14条の規定に基づき、水戸市立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(平27条例36・旧第5条繰下)

(組織等)

第14条 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のうちから、教育委員会が任命する15人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、協議会の会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を

代理する。

(平24条例14・一部改正, 平27条例36・旧第6条繰下, 平29条例30・一部改正)

(会議)

第15条 協議会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平27条例36・旧第7条繰下)

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(平27条例36・旧第8条繰下)

付 則

この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。

(昭和55年教委規則第11号で昭和55年6月15日から施行)

付 則 (昭和63年12月22日条例第40号)

この条例は、昭和64年4月1日から施行する。

付 則 (平成4年3月25日条例第20号)

この条例の施行期日は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める。

(平成4年教委規則第16号で平成4年4月23日から施行)

付 則 (平成4年9月22日条例第27号)

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則 (平成17年12月27日条例第85号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月25日条例第15号)

この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成20年教委規則第17号で平成20年4月20日から施行)

付 則 (平成22年3月24日条例第20号)

この条例は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成22年教委規則第7号で平成22年4月16日から施行)

付 則 (平成24年3月28日条例第14号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成27年7月6日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条及び付則第3項の規定は、公布の

日から起算して3年を超えない範囲において教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成27年教委規則第15号で平成30年4月1日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に第1条の規定による改正前の水戸市立図書館条例（これに基づく教育委員会規則を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、同条の規定による改正後の水戸市立図書館条例（これに基づく教育委員会規則を含む。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 第2条の規定の施行の日前に同条の規定による改正前の水戸市立図書館条例（これに基づく教育委員会規則を含む。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、同条の規定による改正後の水戸市立図書館条例（これに基づく教育委員会規則を含む。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

付 則（平成29年12月26日条例第30号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第14条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 水戸市立図書館条例施行規則

平成 28 年 3 月 25 日
水戸市教委規則第 8 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 図書館資料の館内利用（第 6 条—第 9 条）
- 第 3 章 図書館資料の館外利用
 - 第 1 節 総則（第 10 条・第 11 条）
 - 第 2 節 個人貸出し（第 12 条—第 16 条）
 - 第 3 節 団体貸出し（第 17 条・第 18 条）
 - 第 4 節 郵送貸出し（第 19 条—第 24 条）
- 第 4 章 館内施設の使用（第 25 条—第 27 条）
- 第 5 章 寄贈（第 28 条）
- 第 6 章 雑則（第 29 条—第 32 条）

付則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、水戸市立図書館条例（昭和 55 年水戸市条例第 20 号）第 16 条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 図書館資料 市立図書館（水戸市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）、水戸市立東部図書館、水戸市立西部図書館、水戸市立見和図書館、水戸市立常澄図書館又は水戸市立内原図書館をいう。以下同じ。）が所蔵する図書、記録、視聴覚資料その他の資料をいう。
- (2) 個人貸出し 館外で図書館資料を利用しようとする個人に対し図書館資料を貸し出すこと（郵送貸出しを除く。）をいう。
- (3) 団体貸出し 館外で図書館資料を利用しようとする団体に対し図書館資料を貸し出すことをいう。
- (4) 郵送貸出し 館外で図書を利用しようとする個人に対し図書を郵送の方法により貸し出すことをいう。

（組織等）

第 3 条 中央図書館に管理係及び図書係を置く。

2 前項に定める係の事務分掌は、別表のとおりとする。

管理係

- (1) 市立図書館の予算経理に関すること。
- (2) 水戸市立図書館協議会に関すること。
- (3) 指定管理者が管理業務を行う図書館の指導及び監督に関すること。
- (4) 中央図書館の維持管理に関すること。
- (5) 中央図書館の庶務に関すること。
- (6) その他他の係に属さないこと。

図書係

- (1) 市立図書館の業務の電算処理に関すること。
- (2) 学校、市民センター等との連携に関すること。
- (3) 中央図書館の事業の企画運営に関すること。
- (4) 図書館資料の収集、整理、保存及び提供に関すること。
- (5) 読書活動の推進に関すること。
- (6) 団体貸出しに関すること。
- (7) 郵送貸出しに関すること。
- (8) 視聴覚ライブラリーに関すること。

(職員)

第4条 中央図書館に、館長、副館長、係長その他必要な職員を置く。

第5条 館長は、上司の命を受け、所属の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を補佐し、上司の命を受け、所属の事務を整理し、及び所属の職員を指揮監督し、並びに館長に事故あるとき、又は館長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 係長は、上司の命を受け、所属の事務を処理し、所属の職員を指揮する。

4 職員は、上司の命を受け、分担の事務を行う。

第2章 図書館資料の館内利用

(貴重図書等の利用の制限)

第6条 指定管理者（中央図書館にあっては、水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）。以下同じ。）は、貴重図書等（図書館資料のうち教育委員会が貴重であると認める図書その他教育委員会が指定するものをいう。）の館内における利用を制限することができる。

(図書館資料の利用場所)

第7条 市立図書館の館内において図書館資料を利用しようとする者は、所定の場所で利用しなければならない。

(図書館資料の複写)

第8条 図書館資料（視聴覚資料及び貴重図書等を除く。）は、調査研究を目的とする場合に限り、複写することができる。

2 前項の規定により複写した図書館資料（以下「複写資料」という。）の交付を受けようとする者は、図書館資料複写申込書兼領収証書（控）（様式第1号）により、指定管理者に申し込まなければならない。

(費用の負担)

第9条 複写資料の交付を受けようとする者は、図書館資料の複写に要する費用として、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額を負担しなければならない。

(1) 白黒で複写したもの 1枚（両面に複写したものを交付するときは、片面を1枚として費用の額を算定する。次号において同じ。）につき10円

(2) カラーで複写したもの 1枚につき60円

2 前項の費用は、複写資料の交付を受けるときに納入するものとする。

3 複写資料の交付を受けようとする者は、第1項の費用のほか郵送料を送付して、複写資料の送付を求めることができる。

第3章 図書館資料の館外利用

第1節 総則

(貸出しをしない図書館資料)

第10条 貴重図書等その他教育委員会が貸出しすることが適当でないと認める図書館資料は、館外で利用することができない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

（貸出しの制限）

第11条 指定管理者は、図書館資料の貸出しを受けた期間（当該期間を延長し、又は変更した場合にあっては、当該延長し、又は変更した後の期間）を経過しても図書館資料を返却しない者に対しては、当該図書館資料を返却するまでの間、新たな図書館資料の貸出しをしないことができる。

第2節 個人貸出し

（個人貸出しの対象）

第12条 個人貸出しを受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 市内に居住し、在学し、又は勤務する者
 - (2) 笠間市、ひたちなか市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町及び東海村に居住する者（前号に掲げる者を除く。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者
- （利用登録）

第13条 個人貸出しを受けようとする者は、教育委員会にあらかじめ利用登録申請書（様式第2号）を提出するとともに、住所、氏名等が確認できるものを提示し、利用登録を受けなければならない。

（利用カード）

第14条 教育委員会は、前条の利用登録をしたときは、当該利用登録を申請した者に水戸市立図書館利用カード（様式第3号。以下「利用カード」という。）を交付するものとする。

2 利用カードの交付は、1人につき1枚とする。

3 利用カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

4 第1項の規定により利用カードの交付を受けた者（以下「利用登録者」という。）は、利用登録申請書の記載事項に変更が生じたとき、又は利用カードを亡失し、破損し、若しくは汚損したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

（個人貸出しの手続）

第15条 利用登録者は、個人貸出しを受けようとするときは、利用カードを職員に提示しなければならない。

（個人貸出しの数及び貸出期間）

第16条 市立図書館から同時に個人貸出しを受けることができる図書館資料の数は、図書にあっては10冊以内、図書以外の図書館資料にあっては5点以内とする。

2 個人貸出しの貸出期間は、貸出しの日から起算して15日以内とする。ただし、指定管理者は、個人貸出しを受けている者から個人貸出しの期間の延長の申出があった場合で当該延長について支障がないと認めるときは、当該貸出期間の末日から起算して15日を限度に個人貸出しの期間を延長することができる。

第3節 団体貸出し

（団体貸出しの対象等）

第17条 団体貸出しを受けることができる団体は、市内の教育機関、社会教育団体、地域団体、職場団体その他これらに類する団体で教育委員会が適当と認めるものとする。

2 団体貸出しにより貸出しを受けた図書館資料は、当該団体貸出しを受けた団体の代表者がその責任において管理しなければならない。

(準用規定)

第 18 条 第 13 条から第 16 条まで（同条第 2 項ただし書を除く。）の規定は、団体貸出しについて準用する。この場合において、第 13 条中「住所、氏名等」とあるのは「団体の名称及び代表者の住所、氏名等」と、第 14 条第 1 項中「申請した者」とあるのは「申請した団体の代表者」と、同条第 2 項中「1 人」とあるのは「1 団体」と、同条第 4 項中「利用カードの交付を受けた者（以下「利用登録者」とあるのは「利用カードの交付を受けた団体（以下「利用登録団体」と、第 15 条中「利用登録者」とあるのは「利用登録団体」と、第 16 条第 1 項中「10 冊」とあるのは「600 冊」と、「5 点」とあるのは「10 点」と、同条第 2 項本文中「15 日」とあるのは「4 月」と読み替えるものとする。

第 4 節 郵送貸出し

(郵送貸出しの対象者)

第 19 条 郵送貸出しを受けることができる者は、市内に居住する者で次の各号のいずれかに該当するもののうち教育委員会が特に必要があると認めるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳を所持し、かつ、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に規定する 1 級から 3 級までに該当する者
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和 48 年厚生省発児第 156 号厚生事務次官通達）に規定する療育手帳を所持し、かつ、その障害の程度が療育手帳制度の実施について（昭和 48 年厚生省発児第 725 号厚生省児童家庭局長通達）第 3 の 1 (1) に規定する者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、郵送貸出し以外に市立図書館の利用が困難であると認められるもの

(郵送貸出しができる図書)

第 20 条 郵送貸出しができる図書は、一辺の長さが 25 センチメートル以内、かつ、他の一辺の長さが 20 センチメートル以内のものとする。

(利用登録)

第 21 条 郵送貸出しを受けようとする者は、あらかじめ図書郵送貸出登録申請書（様式第 4 号）に住所、氏名等が確認できるもの及び第 19 条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて教育委員会に提出し、郵送貸出しの利用登録を受けなければならない。

(郵送貸出しの手続)

第 22 条 前条の規定により郵送貸出しの利用登録を受けた者は、郵送貸出しを受けようとするときは、電話、郵便その他教育委員会が適当と認める方法により郵送貸出しの申込みをしなければならない。

(費用負担)

第 23 条 郵送貸出しにおける図書の郵送（返却に係る図書の郵送を含む。）に要する費用は、市が負担する。

(準用規定)

第 24 条 第 14 条及び第 16 条の規定は、郵送貸出しについて準用する。この場合において、第 14 条第 1 項中「前条」とあるのは「第 21 条」と、「水戸市立図書館利用カード」とあるのは「郵送貸出しの利用登録をした旨を記載した水戸市立図書館利用カード」と、同条第 4 項中「利用登録申請書」とあるのは「第 21 条に規定する図書郵送貸出登録申請書」と、第 16 条第 2 項中「貸出しの日から起算して 15 日」とあるのは「発送した日から起算して 30 日」と読み替えるものとする。

第 4 章 館内施設の使用

(使用手続)

第 25 条 館内施設（水戸市立図書館条例第 6 条第 1 項に規定する館内施設をいう。以下同じ。）を使用しようとする読書団体等（同項に規定する読書団体等をいう。以下同じ。）は、使用予定日の 3 日前までに、館内施設使用申請書（様式第 5 号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定による申請を許可したときは、館内施設使用許可書（様式第 6 号）を当該申請をした読書団体等に交付するものとする。

3 前項の規定により使用の許可を受けた読書団体等は、当該館内施設使用申請書の記載事項に変更が生じたときは、館内施設使用許可書を添えて速やかに指定管理者に届け出なければならない。

(使用の制限)

第 26 条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条に規定する許可をしないことができる。

(1) 市立図書館の運営上特に支障があると認めるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、館内施設の使用を不相当と認めるとき。

2 指定管理者は、前条に規定する許可をした後においても、前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

(使用終了の報告)

第 27 条 館内施設を使用した読書団体等は、その使用が終了したときは、指定管理者に報告するものとする。

第 5 章 寄贈

第 28 条 教育委員会は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

2 寄贈に要する費用は、寄贈者の負担とする。

第 6 章 雑則

(遵守事項)

第 29 条 市立図書館の館内において、図書館資料を利用する者、館内施設を使用する者その他市立図書館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 館内においては、静粛にし、他人に迷惑をかけないこと。

(2) 所定の場所以外で喫煙、飲食等をしないこと。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、係員の指示に従うこと。

(指定管理者の指示)

第 30 条 前条に規定する者及び市立図書館に立ち入った者は、指定管理者の指示に従わなければならない。

(退去命令)

第 31 条 指定管理者は、第 25 条第 2 項の許可を得ないで館内施設を使用する者及び前条の指示に従わない者に対して、市立図書館からの退去を命じることができる。

(補則)

第 32 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 30 年 3 月 26 日教委規則第 4 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

3 水戸市視聴覚ライブラリー規則

昭和 55 年 6 月 14 日
水戸市教委規則第 6 号

(設置)

第 1 条 視聴覚機材及び教材を合理的に収集管理し、その活用を図るため、水戸市視聴覚ライブラリー（以下「視聴覚ライブラリー」という。）を中央図書館内に置く。

(事業)

第 2 条 視聴覚ライブラリーは、次の事業を行う。

- (1) 学校、社会教育施設その他の教育、文化的団体に対し、視聴覚機材、教材の貸出しをすること。
- (2) 視聴覚機材、教材の利用に関する解説資料等を作成し及び配布すること。
- (3) 視聴覚機材、教材の利用に関する研修を実施すること。
- (4) 映写会、展示会等を開催すること。
- (5) 視聴覚教育に関する機関、団体等の連絡、協力等に関すること。
- (6) その他必要と認める事項

(視聴覚機材、教材の利用)

第 3 条 視聴覚機材、教材を利用しようとする者は、視聴覚資料貸出申込書（様式第 1 号）を水戸市教育委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 視聴覚機材、教材の貸出点数は 5 点以内とし、その期間は 5 日以内とする。

3 利用者は、視聴覚機材、教材の返却の際、視聴覚資料利用報告書（様式第 2 号）を委員会に提出しなければならない。

(補則)

第 4 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、昭和 55 年 6 月 15 日から施行する。

付 則（平成元年 3 月 10 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 3 年 11 月 13 日教委規則第 4 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 3 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に作成した用紙は、施行日以後においても当分の間所要の補正を行い使用することができる。

付 則（平成 4 年 10 月 1 日教委規則第 47 号）

この付則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 16 年 3 月 30 日教委規則第 6 号）

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に作成した用紙は、施行日以後においても当分の間所要の補正を行い使用することができる。

4 乳児への絵本の交付に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、子どもの健やかな成長に資するため、乳児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項第1号に規定する者をいう。以下同じ。）に対して絵本を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 絵本の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する生後1歳未満の乳児とする。

(交付の方法等)

第3条 絵本は、対象者が水戸市こども部子育て支援課の実施する育児相談を受診する際に交付する。

2 前項の規定にかかわらず、絵本の交付を受けることができなかった者は、生後2年に達する日の前日までの間に限り水戸市立図書館又は水戸市立図書館が主催する行事の実施会場において交付を受けることができるものとする。

3 対象者の保護者は、絵本の交付を受けるときは、当該対象者の母子健康手帳を提示しなければならない。

(交付冊数)

第4条 絵本は、対象者1人につき1冊を交付する。

(絵本の選定)

第5条 絵本は、別に定める基準に基づき、水戸市教育委員会が選定する。

(補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要項は、令和5年8月2日から施行する。

5 図書館法

(昭和 25 年 4 月 30 日法律第 118 号)

第 1 章 総則

(この法律の目的)

第 1 条 この法律は、社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)の精神に基づき、図書館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの(学校に附属する図書館又は図書室を除く。)をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第 3 条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。))を含む。以下「図書館資料」という。)を収集し、一般公衆の利用に供すること。

二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。

三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ず

るようにすること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。

六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。

七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。

八 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。

九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第 4 条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあった期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上

の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 90 条第 1 項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

（司書及び司書補の講習）

第 6 条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

但し、その履修すべき単位数は、15 単位を下ることができない。

（司書及び司書補の研修）

第 7 条 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

（設置及び運営上望ましい基準）

第 7 条の 2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。（運営の状況に関する評価等）

第 7 条の 3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（運営の状況に関する情報の提供）

第 7 条の 4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

（協力の依頼）

第 8 条 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年

年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、その長又は教育委員会）に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

（公の出版物の収集）

第 9 条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を 2 部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第 2 章 公立図書館

（設置）

第 10 条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第 11 条及び第 12 条 削除

（職員）

第 13 条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館（第十五条において「特定図書館」という。）が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

（図書館協議会）

第 14 条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第 15 条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会（特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長）が任命する。

第 16 条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第 17 条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第 18 条及び第 19 条 削除

（図書館の補助）

第 20 条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第 21 条及び第 22 条 削除

第 23 条 国は、第 20 条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。
- 二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。
- 三 地方公務員が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第 3 章 私立図書館

第 24 条 削除

（都道府県の教育委員会との関係）

第 25 条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営

に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

（国及び地方公共団体との関係）

第 26 条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第 27 条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

（入館料等）

第 28 条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

（図書館同種施設）

第 29 条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第 25 条第 2 項の規定は、前項の施設について準用する。

6 図書館の設置及び運営上の望ましい基準

(平成24年12月19日 文部科学省告示第172号)

第一 総則

一 趣旨

- ① この基準は、図書館法（昭和二十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第七条の二の規定に基づく図書館の設置及び運営上の望ましい基準であり、図書館の健全な発展に資することを目的とする。
- ② 図書館は、この基準を踏まえ、法第三条に掲げる事項等の図書館サービスの実施に努めなければならない。

二 設置の基本

- ① 市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、住民の生活圏、図書館の利用圏等を十分に考慮し、市町村立図書館及び分館等の設置に努めるとともに、必要に応じ移動図書館の活用を行うものとする。併せて、市町村立図書館と公民館図書室等との連携を推進することにより、当該市町村の全域サービス網の整備に努めるものとする。
- ② 都道府県は、都道府県立図書館の拡充に努め、住民に対して適切な図書館サービスを行うとともに、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、当該都道府県内の図書館サービスの全体的な進展を図る観点に立って、市町村に対して市町村立図書館の設置及び運営に関する必要な指導・助言等を行うものとする。
- ③ 公立図書館（法第二条第二項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）の設置に当たっては、サービス対象地域の人口分布と人口構成、面積、地形、交通網等を勘案して、適切な位置及び必要な図書館施設の床面積、蔵書収蔵能力、職員数等を確保するよう努めるものとする。

三 運営の基本

- ① 図書館の設置者は、当該図書館の設置の目的を適切に達成するため、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上に十分留意しつつ、必要な管理運営体制の構築に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、知識基盤社会における知識・情報の重要性を踏まえ、資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）や情報の提供等の利用者及び住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、また、地域の情報拠点として、利用者及び住民の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、前項に規定する事項に努めるほか、住民の需要を広域的かつ総合的に把握して、資料及び情報を体系的に収集、整理、保存及び提供すること等を通じて、市町村立図書館に対する円滑な図書館運営の確保のための援助に努めるとともに、当該都道府県内の図書館間の連絡調整等の推進に努めるものとする。
- ④ 私立図書館（法第二条第二項に規定する私立図書館をいう。以下同じ。）は、当該図書館を設置する法人の目的及び当該図書館の設置の目的に基づき、広く公益に資するよう運営を行うことが望ましい。
- ⑤ 図書館の設置者は、当該図書館の管理を他の者に行わせる場合には、当該図書館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上、司書及び司書補の確保並びに資質・能力の向上等が図られるよう、当該管理者との緊密な連携の下に、この基準に定められた事項が確実に実施されるよう努めるものとする。

四 連携・協力

- ① 図書館は、高度化・多様化する利用者及び住民の要望に対応するとともに、利用者及び住民の学習活動を支援する機能の充実を図るため、資料や情報の相互利用などの他の施設・団体等との協力を積極的に推進

するよう努めるものとする。

- ② 図書館は、前項の活動の実施に当たっては、図書館相互の連携のみならず、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室、学校図書館及び大学図書館等の図書施設、学校、博物館及び公民館等の社会教育施設、関係行政機関並びに民間の調査研究施設及び民間団体等との連携にも努めるものとする。

五 著作権等の権利の保護

図書館は、その運営に当たって、職員や利用者が著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう努めるものとする。

六 危機管理

- ① 図書館は、事故、災害その他非常の事態による被害を防止するため、当該図書館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとする。
- ② 図書館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるものとする。

第二 公立図書館

一 市町村立図書館

1 管理運営

（一）基本的運営方針及び事業計画

- ① 市町村立図書館は、その設置の目的を踏まえ、社会の変化や地域の実情に応じ、当該図書館の事業の実施等に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、基本的運営方針を踏まえ、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定するとともに、事業年度ごとに、当該事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

- ③ 市町村立図書館は、基本的運営方針並びに前項の指標、目標及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（二）運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 市町村立図書館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の図書館サービスその他図書館の運営の状況について、（一）の②の目標及び事業計画の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めなければならない。
- ② 市町村立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館協議会（法第十四条第一項に規定する図書館協議会をいう。以下同じ。）の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、図書館の事業に関して学識経験のある者、図書館の利用者、住民その他の関係者・第三者による評価を行うよう努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- ④ 市町村立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）をはじめとした多様な媒体を活用すること等により、積極的に公表するよう努めなければならない。

（三）広報活動及び情報公開

市町村立図書館は、当該図書館に対する住民の理解と関心を高め、利用者の拡大を図るため、広報紙等の定期的な刊行やインターネット等を活用した情報発信等、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開に努めるものとする。

（四）開館日時等

市町村立図書館は、利用者及び住民の利用

を促進するため、開館日・開館時間の設定に当たっては、地域の実情や利用者及び住民の多様な生活時間等に配慮するものとする。また、移動図書館を運行する場合は、適切な周期による運行等に努めるものとする。

(五) 図書館協議会

- ① 市町村教育委員会は、図書館協議会を設置し、地域の実情を踏まえ、利用者及び住民の要望を十分に反映した図書館の運営がなされるよう努めるものとする。
- ② 図書館協議会の委員には、法第十六条の規定により条例で定める委員の任命の基準に従いつつ、地域の実情に応じ、多様な人材の参画を得るよう努めるものとする。

(六) 施設・設備

- ① 市町村立図書館は、この基準に示す図書館サービスの水準を達成するため、図書館資料の開架・閲覧、保存、視聴覚資料の視聴、情報の検索・レファレンスサービス、集会・展示、事務管理等に必要な施設・設備を確保するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、高齢者、障害者、乳幼児とその保護者及び外国人その他特に配慮を必要とする者が図書館施設を円滑に利用できるよう、傾斜路や対面朗読室等の施設の整備、拡大読書器等資料の利用に必要な機器の整備、点字及び外国語による表示の充実等に努めるとともに、児童・青少年の利用を促進するため、専用スペースの確保等に努めるものとする。

2 図書館資料

(一) 図書館資料の収集等

- ① 市町村立図書館は、利用者及び住民の要望、社会の要請並びに地域の実情に十分留意しつつ、図書館資料の収集に関する方針を定め、公表するよう努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、前項の方針を踏まえ、充実した図書館サービスを実施する上で必要となる十分な量の図書館資料を計画的に整備するよう努めるものとする。その際、郷土資料及び地方行政資料、新聞の全国紙及び主要な地方紙並びに視聴覚資料等

多様な資料の整備にも努めるものとする。
また、郷土資料及び地方行政資料の電子化に努めるものとする。

(二) 図書館資料の組織化

市町村立図書館は、利用者の利便性の向上を図るため、図書館資料の分類、配架、目録・索引の整備等による組織化に十分配慮するとともに、書誌データの整備に努めるものとする。

3 図書館サービス

(一) 貸出サービス等

市町村立図書館は、貸出サービスの充実を図るとともに、予約制度や複写サービス等の運用により利用者の多様な資料要求に的確に応えるよう努めるものとする。

(二) 情報サービス

- ① 市町村立図書館は、インターネット等や商用データベース等の活用にも留意しつつ、利用者の求めに応じ、資料の提供・紹介及び情報の提示等を行うレファレンスサービスの充実・高度化に努めるものとする。
- ② 市町村立図書館は、図書館の利用案内、テーマ別の資料案内、資料検索システムの供用等のサービスの充実に努めるものとする。
- ③ 市町村立図書館は、利用者がインターネット等の利用により外部の情報にアクセスできる環境の提供、利用者の求めに応じ、求める資料・情報にアクセスできる地域内外の機関等を紹介するレフェラルサービスの実施に努めるものとする。

(三) 地域の課題に対応したサービス

市町村立図書館は、利用者及び住民の生活や仕事に関する課題や地域の課題の解決に向けた活動を支援するため、利用者及び住民の要望並びに地域の実情を踏まえ、次に掲げる事項その他のサービスの実施に努めるものとする。

ア 就職・転職、起業、職業能力開発、日常の仕事等に関する資料及び情報の整備・提供

イ 子育て、教育、若者の自立支援、健康
・医療、福祉、法律・司法手続等に関する
資料及び情報の整備・提供

ウ 地方公共団体の政策決定、行政事務の
執行・改善及びこれらに関する理解に必
要な資料及び情報の整備・提供

(四) 利用者に対応したサービス

市町村立図書館は、多様な利用者及び住民
の利用を促進するため、関係機関・団体と連
携を図りながら、次に掲げる事項その他のサ
ービスの充実に努めるものとする。

ア (児童・青少年に対するサービス) 児
童・青少年用図書の整備・提供、児童・青
少年の読書活動を促進するための読み聞か
せ等の実施、その保護者等を対象とした講
座・展示会の実施、学校等の教育施設等と
の連携

イ (高齢者に対するサービス) 大活字
本、録音資料等の整備・提供、図書館利用
の際の介助、図書館資料等の代読サービス
の実施

ウ (障害者に対するサービス) 点字資
料、大活字本、録音資料、手話や字幕入り
の映像資料等の整備・提供、手話・筆談等
によるコミュニケーションの確保、図書館
利用の際の介助、図書館資料等の代読サ
ービスの実施

エ (乳幼児とその保護者に対するサ
ービス) 乳幼児向けの図書及び関連する資料
・情報の整備・提供、読み聞かせの支援、
講座・展示会の実施、託児サービスの実施

オ (外国人等に対するサービス) 外国語
による利用案内の作成・頒布、外国語資料
や各国事情に関する資料の整備・提供

カ (図書館への来館が困難な者に対する
サービス) 宅配サービスの実施

(五) 多様な学習機会の提供

① 市町村立図書館は、利用者及び住民の自
主的・自発的な学習活動を支援するため、
講座、相談会、資料展示会等を主催し、又
は関係行政機関、学校、他の社会教育施
設、民間の関係団体等と共催して多様な学

習機会の提供に努めるとともに、学習活動
のための施設・設備の供用、資料の提供等
を通じ、その活動環境の整備に努めるもの
とする。

② 市町村立図書館は、利用者及び住民の情
報活用能力の向上を支援するため、必要な
学習機会の提供に努めるものとする。

(六) ボランティア活動等の促進

① 市町村立図書館は、図書館におけるボラ
ンティア活動が、住民等が学習の成果を活
用する場であるとともに、図書館サービス
の充実に資するものであることにかんが
み、読み聞かせ、代読サービス等の多様な
ボランティア活動等の機会や場所を提供す
るよう努めるものとする。

② 市町村立図書館は、前項の活動への参加
を希望する者に対し、当該活動の機会や場
所に関する情報の提供や当該活動を円滑に
行うための研修等を実施するよう努めるも
のとする。

4 職員

(一) 職員の配置等

① 市町村教育委員会は、市町村立図書館の
館長として、その職責にかんがみ、図書館
サービスその他の図書館の運営及び行政に
必要な知識・経験とともに、司書となる資
格を有する者を任命することが望ましい。

② 市町村教育委員会は、市町村立図書館が
専門的なサービスを実施するために必要な
数の司書及び司書補を確保するよう、その
積極的な採用及び処遇改善に努めるととも
に、これら職員の職務の重要性にかんが
み、その資質・能力の向上を図る観点か
ら、第一の四の②に規定する関係機関等と
の計画的な人事交流（複数の市町村又は都
道府県の機関等との広域的な人事交流を含
む。）に努めるものとする。

③ 市町村立図書館には、前項の司書及び司
書補のほか、必要な数の職員を置くもの
とする。

④ 市町村立図書館は、専門的分野に係る図
書館サービスの充実に努めるため、必要に応

じ、外部の専門的知識・技術を有する者の協力を得よう努めるものとする。

(二) 職員の研修

- ① 市町村立図書館は、司書及び司書補その他の職員の資質・能力の向上を図るため、情報化・国際化の進展等に留意しつつ、これらの職員に対する継続的・計画的な研修の実施等に努めるものとする。
- ② 市町村教育委員会は、市町村立図書館の館長その他の職員の資質・能力の向上を図るため、各種研修機会の拡充に努めるとともに、文部科学大臣及び都道府県教育委員会等が主催する研修その他必要な研修にこれら職員を参加させるよう努めるものとする。

二 都道府県立図書館

1 域内の図書館への支援

- ① 都道府県立図書館は、次に掲げる事項について、当該都道府県内の図書館の求めに応じて、それらの図書館への支援に努めるものとする。

ア 資料の紹介、提供に関すること

イ 情報サービスに関すること

ウ 図書館資料の保存に関すること

エ 郷土資料及び地方行政資料の電子化に関すること

オ 図書館の職員の研修に関すること

カ その他図書館運営に関すること

- ② 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の状況に応じ、それらの図書館との間における情報通信技術を活用した情報の円滑な流通や、それらの図書館への資料の貸出のための円滑な搬送の確保に努めるものとする。
- ③ 都道府県立図書館は、当該都道府県内の図書館の相互協力の促進等に資するため、当該都道府県内の図書館で構成する団体等を活用して、図書館間の連絡調整の推進に努めるものとする。

2 施設・設備

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の1の(六)に定める施設・

設備のほか、次に掲げる機能に必要な施設・設備の確保に努めるものとする。

ア 研修

イ 調査研究

ウ 市町村立図書館の求めに応じた資料保存等

3 調査研究

都道府県立図書館は、図書館サービスを効果的・効率的に行うための調査研究に努めるものとする。その際、特に、図書館に対する利用者及び住民の要望、図書館運営にかかわる地域の諸条件、利用者及び住民の利用促進に向けた新たなサービス等に関する調査研究に努めるものとする。

4 図書館資料

都道府県立図書館は、第二の二の6により準用する第二の一の2に定める事項のほか、次に掲げる事項の実施に努めるものとする。

ア 市町村立図書館等の要求に十分に応えるための資料の整備

イ 高度化・多様化する図書館サービスへの要請に対応するための、郷土資料その他の特定分野に関する資料の目録・索引等の整備及び配布

5 職員

- ① 都道府県教育委員会は、都道府県立図書館において第二の二の6により準用する第二の一の4の(一)に定める職員のほか、第二の二の1、3及び4に掲げる機能を果たすために必要な職員を確保するよう努めるものとする。
- ② 都道府県教育委員会は、当該都道府県内の図書館の職員の資質・能力の向上を図るため、それらの職員を対象に、必要な研修を行うよう努めるものとする。

6 準用

第二の一に定める市町村立図書館に係る基準は、都道府県立図書館に準用する。

第三 私立図書館

一 管理運営

- 1 運営の状況に関する点検及び評価等

- ① 私立図書館は、その運営が適切に行われるよう、図書館サービスその他図書館の運営に関する適切な指標を選定し、これらに係る目標を設定した上で、その目標の達成状況等に関し自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。
- ② 私立図書館は、前項の点検及び評価のほか、当該図書館の運営体制の整備の状況に応じ、図書館の事業に関して学識経験のある者、当該図書館の利用者その他の関係者・第三者による評価を行うことが望ましい。
- ③ 私立図書館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- ④ 私立図書館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、積極的に公表するよう努めるものとする。

2 広報活動及び情報公開

私立図書館は、積極的かつ計画的な広報活動及び情報公開を行うことが望ましい。

3 開館日時

私立図書館は、開館日・開館時間の設定に当たっては、多様な利用者に配慮することが望ましい。

4 施設・設備

私立図書館は、その設置の目的に基づく図書館サービスの水準を達成するため、多様な利用者に配慮しつつ、必要な施設・設備を確保することが望ましい。

二 図書館資料

私立図書館は、当該図書館が対象とする専門分野に応じて、図書館資料を計画的かつ継続的に収集・組織化・保存し、利用に供することが望ましい。

三 図書館サービス

私立図書館は、当該図書館における資料及び情報の整備状況、多様な利用者の要望等に配慮して、閲覧・貸出・レファレンスサービス等のサービスを適切に提供することが望ま

しい。

四 職員

- ① 私立図書館には、専門的なサービスを実施するために必要な数の司書及び司書補その他職員を置くことが望ましい。
- ② 私立図書館は、その職員の資質・能力の向上を図るため、当該職員に対する研修の機会を確保することが望ましい。

7 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成13年12月12日法律第154号)

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども(おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極

的な役割を果たすものとする。

(関係機関との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町における子どもの読書活動の推進の状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変

更について準用する。

(子ども読書の日)

第 10 条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日 of 趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第 11 条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

《衆議院文部科学委員会における附帯決議》

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日 of 趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

8 文字・活字文化振興法

(平成 17 年 7 月 29 日法律第 91 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの(以下この条において「文章」という。)を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれからの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第 3 条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれからの力を基礎とする言語に関する能力(以下「言語力」という。)の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条の基本理念(次条に置いて「基本理念」という。)にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第 6 条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第 7 条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第 8 条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的

な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要の施策を講ずるとともに。教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

- 第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

- 第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

- 第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

- 2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

- 3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

- 第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

9 令和7年度水戸市教育行政方針(抜粋)

本市の教育行政の推進に当たっては、生命・人権尊重の精神を基盤として、知性にとみ、心身ともに健全で、調和のとれた人間の形成を目指し、水戸市教育施策大綱に掲げる基本理念「水戸を愛し、世界で活躍できる人材の育成」のもと、先人の教えである先見性や実践性、国際的な視野を念頭に置き、近世の教育遺産群として日本遺産に認定された弘道館の魁の精神を受け継ぐ文教の府にふさわしい、水戸ならではの魅力ある教育の推進に努める。

また、よりよい教育環境の中で、家庭、地域、学校など、社会全体の連携を強化し、未来をリードする子どもの健やかな成長を図るとともに、誰もが生涯を通じて学習できる環境づくりを行い、地域の教育力の向上と地域コミュニティ活動の活性化を図り、地域社会を牽引し、国際社会で活躍できる人材の育成を目指す。

〈 中 略 〉

基本的方向3 参画と協働の人づくりの推進

青少年・若者の成長と自立を社会全体で支え、見守り、育てるとともに、市民一人一人が生涯を通じて自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、あらゆる機会、場所において学習することができ、その成果を地域に生かすことができるよう努める。

また、歴史的資源を生かした歴史まちづくりを市民との協働で進め、郷土に対する誇りと愛着を深めるとともに、歴史と伝統を基底に、国内外で活躍できる人材の育成に努める。

〈 中 略 〉

基本目標9 社会や地域のために自ら活動する人づくり

市民一人一人があらゆる場所、機会において、自ら学び、その成果を地域に生かす環境づくりを進め、変化に対応して新たな価値を創造し、地域社会を牽引する人材を育成する。

1 学習機会の充実

市民が自ら学び、豊かな心を養うことができるよう、市民ニーズや社会の要請に応じた多様な学習機会、学習情報の提供に努める。

さらに、学習によって得られた成果をまちづくりや人づくりに生かしていくための環境づくりに努める。

図書館においては、図書や資料の収集等をはじめ、学校図書館と連携し、子どもが読書に親しむ環境づくりを進めるなど、市民の自主的な学習活動の支援に努める。

人権教育においては、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づく基本計画を踏まえ、全ての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、広く人々の人権問題に対する理解と認識を深め、差別意識の解消と人権に関わる問題の解決に努める。

〈 中 略 〉

令和7年度主要施策

基本的方向3 参画と協働の人づくりの推進

基本目標9 社会や地域のために自ら活動する人づくり

1 学習機会の充実

(4) 図書館事業の充実

- (ア) 図書や資料の収集をはじめとする図書館サービスの充実
- (イ) 子どもの読書活動の推進
- (ウ) 学校図書館支援事業の推進
- (エ) (仮称) 南部図書館の整備検討

10 水戸市立図書館協議会委員及び職員名簿

○図書館協議会委員名簿(任期：令和6.7.15～令和8.7.14)

令和7年6月26日現在

氏 名	選 出 区 分	氏 名	選 出 区 分
鈴 木 浩 志	学校教育関係者	兼 清 紀 郎	学識経験者
平 野 弥 生	社会教育関係者	木 内 令 子	学識経験者
川 又 宏 文	社会教育関係者	高 池 宣 彦	学識経験者
平 松 良 崇	社会教育関係者	中 山 健 一	学識経験者
渡 辺 一 良	一般市民(公募)	龍 田 理	学識経験者
小橋 ひろこ	社会教育関係者	滑 川 友 理	市議会代表
小 泉 郁 子	社会教育関係者	黒 木 勇	市議会代表
齊 藤 恵	家庭教育関係者		

○職員名簿

《中央図書館》

令和7年4月1日現在

役職名 (係名)	職 名	氏 名	備考	役職名 (係名)	職 名	氏 名	備考
館 長	事務職員	堀 野 辺 直		図 書 係	会計年度 任用職員	川和田佳容子	司書
副 館 長	事務職員	鈴 木 敦 子		図 書 係	会計年度 任用職員	小平 真莉子	司書
管 理 係 長	事務職員	三 好 正 高		図 書 係	会計年度 任用職員	郡 司 博 子	司書
管 理 係	事務職員	春日 幸太郎	司書	図 書 係	会計年度 任用職員	笹 島 紀 子	司書
管 理 係	事務職員	市 瀬 早 紀	司書	図 書 係	会計年度 任用職員	新 沼 美 保	司書
管 理 係	会計年度 任用職員	吉川 由起子		図 書 係	会計年度 任用職員	鈴 木 沙 織	司書
図 書 係 長	事務職員	柳 橋 敬 子	司書	図 書 係	会計年度 任用職員	加藤 麻奈美	司書
図 書 係	事務職員	渡 辺 泰 江		図 書 係	会計年度 任用職員	鈴 木 華 子	司書
図 書 係	事務職員	岩 田 真 一	司書	図 書 係	会計年度 任用職員	樫村 友理映	司書
図 書 係	事務職員	平 澤 尚 子		図 書 係	会計年度 任用職員	菅 井 い ず み	司書
図 書 係	事務職員	田 中 環	司書	図 書 係	会計年度 任用職員	岩 間 光 野	司書
図 書 係	事務職員	原 麻 衣	司書	図 書 係	会計年度 任用職員	鈴 木 春 花	司書
図 書 係	事務職員	河 合 宏 和	司書	図 書 係	会計年度 任用職員	金 川 光 里	司書
図 書 係	会計年度 任用職員	齋 藤 裕 美	司書	図 書 係	会計年度 任用職員	中 村 文 音	司書
図 書 係	会計年度 任用職員	大 塚 初 江	司書				

水戸市民憲章

わたくしたちは
いつも若く あすをめざす
伝統ゆかしい 梅の都
水戸の市民です

- 1 自然を愛し 美しいまちにしましょう
- 1 教養を深め 文化の高いまちにしましょう
- 1 仕事に励み 豊かなまちにしましょう
- 1 きまりを守り 住みよいまちにしましょう
- 1 心を合わせ 楽しいまちにしましょう

生涯学習都市宣言

歴史と伝統に育まれ、豊かな水と緑に恵まれた、美しいまち「水戸」

わたしたちは、この美しい郷土を愛し、これからの時代を正しく力強く生きるために、進取の意気を受け継ぎ、こどもからおとなまでの誰もが、みずから学び、豊かな心を養い、新しい市民意識の向上に努めます。

わたしたちは、この郷土を守り育てるために、みんなで学び合い、その成果を家庭・学校・地域にいかし、お互いに支え合い、活力と魅力にあふれた香り高い文化のまちづくりをめざします。

水戸市歌

〔昭和三十四年十一月三日制定〕

西条八十作詞

古関裕而作曲

一 太平洋の潮風浴びて

雄々しく清く開く白梅

文化の春を先駆け呼ぶもの

新らしたくましわれらの水戸市

われらわれら

讃えよ讃えよかがやく水戸を

二 維新の光はここより昇る

弘道館の古き甍

進取の意気は昨日も明日も

若き血みなぎる力の水戸市

われらわれら

讃えよ讃えよかがやく水戸を

三 笑顔をそろえて力を協せ

未来へ進むわれらの姿

眺むる筑波写すは那珂川

伸びゆく日本を築くはわれら

われらわれら

讃えよ讃えよかがやく水戸を

令和7年度 水戸市立図書館要覧

令和7年7月発行

編集	水戸市立中央図書館
発行	
印刷	佐藤印刷株式会社